

# 令和3年4月 校 園 長 会 資 料

1	令和3年度鈴鹿市教育費予算について……………	1
2	学校規模適正化事業について……………	5
3	教育情報化推進事業等について……………	6
4	令和3年度小中学校における英語教育について……………	13
5	GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用について……………	15
6	令和3年度鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業実施について……………	16
7	特別支援学級及び通級指導教室における指導について……………	20
8	鳴門教育大学との連携事業に係る報告書の送付について……………	25
9	体育的行事の指導における留意点について……………	26
10	「組み体操」等における事故防止について……………	27
11	運動会種目における男女の扱いについて……………	28
12	校内研修会及び園内研修会に係る指導主事要請の希望日程の調整について……………	30
13	令和3年度 研究発表校・園について……………	31
14	令和3年度 担当者会一覧について……………	32
15	令和3年度 鈴鹿市立幼小中学校(園)における水泳指導の取り扱いについて……………	33
16	学校危機管理マニュアル及び学校安全計画の提出について……………	37
17	令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について……………	39
18	令和3年度教育支援課の主な事業内容一覧……………	41
19	令和3年度の不登校対策について……………	43
20	教育相談員活用事業(新規)について……………	46
21	児童生徒の問題行動・いじめ等生徒指導上の諸問題について……………	47
22	過剰な苦情や不当な要求等の対応について……………	49
23	コミュニティ・スクールの推進について……………	50
24	人権教育を取り巻く諸情勢について……………	52
25	令和3年度人権教育関係研修会等の予定について……………	53
26	人権教育にかかる事業や研修講座について……………	54
27	中学校区人権教育研究推進(研究発表)等について……………	56
28	令和3年度「子どもの人権ネットワーク2021」について……………	57
29	学校・園における差別事象について……………	58

30	子どもの権利条約にかかる学習機会について……………	62
31	通学路の安全確保について……………	63
32	校則の見直しについて……………	65
33	自転車損害賠償責任保険等への加入義務化について……………	66
34	教育支援課の出前講座について……………	68
35	発達・知能検査について……………	70
36	児童虐待等の対応について……………	71
37	就学後フォローについて……………	72
38	引継ぎ支援会議後のフォローの実施について……………	73
39	「すずっこスクエア」について……………	74
40	「ほ～むベース」について……………	79
41	子ども会議について……………	80
42	令和2年度末人事異動状況について……………	83
43	令和3年度定例校長会(校園長会)・教頭会日程について……………	85
44	公立小中学校管理職員評価制度にかかる自己目標設定票等の提出について……………	86
45	労働基準法36条に関する協定書の締結について……………	87
46	令和3年度自己評価及び学校関係者評価の報告について……………	88
47	令和2年度学校における働き方改革の推進状況について……………	91
48	令和2年度ストレスチェック実施実績について……………	100
49	教職員の服務規律の徹底について……………	101
50	講師関係書類について……………	106
51	令和3年度保健関係移送費の取扱いについて……………	113

## 鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

# 令和3年度（2021年度）鈴鹿市教育費予算

## 歳入

(単位：千円)

費目	令和3年度(2021年度)	令和2年度(2020年度)	増減	対前年比
国県支出金	640,926	581,583	59,343	10.2%
地方債	753,000	424,500	328,500	77.4%
その他	332,446	293,167	39,279	13.4%
一般財源	4,758,377	4,730,445	27,932	0.6%
計	6,484,749	6,029,695	455,054	7.5%

## 歳出

(単位：千円)

費目	令和3年度(2021年度)	構成比%	令和2年度(2020年度)	構成比%	増減	対前年比
教育費総額	6,484,749	100.0%	6,029,695	100.0%	455,054	7.5%
教育総務費	1,912,659	29.5%	1,737,200	28.8%	175,459	10.1%
教育委員会費	3,902		3,903		▲1	0.0%
事務局費	538,211		517,475		20,736	4.0%
教育振興費	1,370,546		1,215,822		154,724	12.7%
小学校費	1,314,237	20.3%	2,022,275	33.5%	▲708,038	-35.0%
学校管理費	795,945		911,320		▲115,375	-12.7%
教育振興費	350,093		394,274		▲44,181	-11.2%
学校建設費	168,199		716,681		▲548,482	-76.5%
中学校費	1,614,548	24.9%	579,650	9.6%	1,034,898	178.5%
学校管理費	210,158		215,762		▲5,604	-2.6%
教育振興費	234,795		218,665		16,130	7.4%
学校建設費	1,169,595		145,223		1,024,372	705.4%
幼稚園費	349,945	5.4%	376,533	6.3%	▲26,588	-7.1%
幼稚園費	349,945		376,533		▲26,588	-7.1%
社会教育費	701,772	10.8%	733,919	12.2%	▲32,147	-4.4%
社会教育総務費	265,097		273,501		▲8,404	-3.1%
文化財保護費	64,295		85,594		▲21,299	-24.9%
博物館費	30,653		31,092		▲439	-1.4%
公民館費	192,103		208,343		▲16,240	-7.8%
図書館費	149,624		135,389		14,235	10.5%
保健体育費	591,588	9.1%	580,118	9.6%	11,470	2.0%
保健体育総務費	68,571		64,382		4,189	6.5%
学校給食センター費	523,017		515,736		7,281	1.4%

令和3年度教育費予算 主な事業について

I 教育委員会事務局所管事業

(千円)

区 分	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
教育委員会事務局	5,153,486	4,746,516	406,970	8.6%

- ◆施設管理費／維持修繕費（小学校） 35,687千円【教育政策課】
  - ・修繕工事実施予定 箕田小学校受変電設備改修工事，遊具設置工事等。
  
- ◆石薬師小学校施設整備費／屋内運動場 66,267千円【教育政策課】
  - ・石薬師小学校屋内運動場増改築工事に伴う旧屋内運動場解体工事，グラウンド整備工事，外構工事等。
  
- ◆大木中学校施設整備費／校舎 1,128,227千円【教育政策課】
  - ・大木中学校校舎増改築工事，監理業務委託，駐輪場建築工事等。
  
- ◆教育情報化推進費／政策的経費分 485,363千円【教育政策課】
  - ・鈴鹿市教育ICT環境整備事業に伴う教育情報ネットワーク等の運用管理（端末のリース，統合型校務支援システム等）（令和元年度から債務負担行為 ※一部除く）。
  
- ◆GIGAスクール構想推進費 106,937千円【教育政策課】
  - ・児童生徒1人1台端末整備後のWebフィルタリングシステム利用ライセンス，統合型ヘルプデスクサービス利用料等。
  
- ◆就学援助費（小学校・中学校） 195,602千円【学校教育課】
  - ・要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し，学用品費等を援助。
  
- ◆学びサポート環境づくり事業費（小学校・中学校） 203,138千円【学校教育課】
  - ・特別支援補助員（介助員・支援員）並びに特別支援教育，少人数指導及び英語教育を中心とする小中連携の推進に対応するための非常勤講師を配置。
  - ・医療的行為を必要とする学校に看護師を配置。
  
- ◆国際化教育推進費 42,409千円【教育指導課】
  - ・外国語指導助手を中学校に，外国語指導助手，国際化教育指導員及び英語アシスタントを小学校に派遣。
  
- ◆学校図書館巡回指導費 25,080千円【教育指導課】
  - ・子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運営を支援するために，学校図書館巡回指導員を派遣。



◆学力向上支援事業費 9,518 千円【教育指導課】

- ・教職員の資質向上や授業づくり等，学力向上の取組を支援するための学力向上支援員の派遣及び研修講座の開催等。

◆外国人児童生徒サポート事業費 48,088 千円【教育支援課】

- ・外国人児童生徒の学力保障のための教育環境整備。
- ・外国人児童生徒が，一定水準の日本語指導を受けられる支援体制づくり。
- ・不就学の外国人児童生徒への就学支援及び長期欠席外国人児童生徒への適応指導等。

◆不登校対策推進事業費 11,221 千円【教育支援課】

- ・不登校に至ることが懸念される児童の登校支援等を行うため，小学校にスクールライフサポーターを派遣。
- ・中学校の不登校初期支援，校内適応指導教室での対応，関係機関との連携に係る支援を行うため，不登校対策教育支援員を中学校に派遣。
- ・学校，スクールライフサポーター，不登校対策教育支援員への助言や，不登校児童生徒の状況を把握するなど，不登校対策に関する様々な業務を行う不登校対策アドバイザーの配置。
- ・適応指導教室（けやき教室，さつき教室）の運営等。

◆コミュニティ・スクール推進事業費 3,110 千円【教育支援課】

- ・児童生徒の教育環境の推進を支援するため，小中学校に地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置。
- ・学校運営協議会を要とした教育活動の浸透と充実を図るため，コミュニティ・スクール推進研修会を開催。

## 2 子ども政策部所管事業

(千円)

区 分	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
子ども政策部	746,573	672,378	74,195	11.0%

## ◆施設管理費／維持修繕費 22,567千円【子ども政策課】

・公立幼稚園の施設設備を維持するための小破修繕及び施設の長期使用のための改修工事を行い，教育環境の整備と施設の長寿命化を図る。

## ◆学びサポート環境づくり事業費（幼稚園） 25,195千円【子ども育成課】

・障がいを持つ園児だけでなく，LD(学習障害)，ADHD(注意欠陥多動性障害)など，支援を必要とする園児の介助を行うため，特別支援補助員を配置。

## ◆特別支援教育推進事業費／経常的経費分・政策的経費分 1,774千円

## 【子ども家庭支援課】

・発達に課題のある児童の就学前から就学後への途切れのない支援のため，相談体制を充実させるとともに，学校・幼稚園等の職員のスキルアップを図るため，研修会を実施していく。

・本市と学官連携を行っている皇學館大学の教授を助言者として，保育所（園）や幼稚園，小中学校等を訪問し，児童観察からアセスメントを行い，支援方法等の助言を行う。

・「すずっこスクエア」において，SST（ソーシャルスキルトレーニング）を児童に実施し，相談窓口の一つとして，保護者の不安感の軽減のため，子育て相談や，就学相談等を行い，就学前から就学後への途切れのない支援体制を充実させる。

・「すずかっ子支援ファイル」を活用し，保護者と園や学校との支援内容の共有と，支援の継続を図る。

## 1 学校規模適正化事業について

### 1 学校規模適正化事業の目的

本市の児童生徒数の状況について、全国的な少子化を背景に人口の減少が進む地域がある一方で、市街化区域における開発の増加などから過密化が懸念される地域もあり、地域的な偏在が今後さらに加速することが予測される。

このような状況の中で、本市の小中学校の現状と課題を整理し、各地域における課題の共有と共通理解を図り、子どもたちのより良い教育環境を実現するために、学校規模適正化の取組を行う。

### 2 令和2年度の取組

複式学級の発生が予測される小学校を含む天栄中学校区の4小学校(合川小学校, 天名小学校, 郡山小学校, 栄小学校)において、天栄中学校区で実施したアンケート調査の結果公表, 及び, 小学校のあり方について地域に検討委員会を設置し, 今後の方向性について検討している。

(1)児童生徒数の将来推計の更新, 公表

(2)天栄中学校区の住民を対象にしたアンケート調査の結果公表

(3)天栄中学校区内の小学校におけるあり方検討会議の開催

### 3 令和3年度の取組予定

「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づき、保護者や地域住民等に課題共有を図るための情報提供を行う。

令和2年度に引き続き、天栄中学校区の4小学校における「小学校の今後のあり方検討会議」を開催し、令和3年度中には、一定の方向性を示し地域住民を対象にした説明会を実施し、新たな協議に移行する。

また、複式学級の発生が予測される小学校を含む鈴峰中学校区の4小学校(庄内小学校, 椿小学校, 深伊沢小学校, 鈴西小学校)において、保護者や地域住民等に課題共有を図るため、児童数の推移や現状と課題についての情報提供を行うための説明会を実施し、学校のあり方に関する意向等を把握するためのアンケート調査の実施や小学校のあり方について地域に検討委員会を設置する。

(1)児童生徒数の将来推計の更新, 公表

(2)天栄中学校区内の小学校におけるあり方検討会議の開催

(3)鈴峰中学校区の保護者や地域住民を対象にした説明会の実施

(4)鈴峰中学校区内の小学校におけるあり方検討委員会の設置

## 2 教育情報化推進事業について

### 1 教育 ICT 環境整備の目的

校務の効率化と授業の質の向上を実現し、鈴鹿市立小中学校における教育全体の質の向上に寄与するため、教育の ICT 環境を整備・運用することにより、教職員の効率的な校務及び児童生徒 1 人 1 台端末の利用を支援する。

### 2 令和2年度の取組

(1)鈴鹿市教育ICT環境整備に関して、下表のとおり調達を行った。

調達単位	主な作業内容
①	現行パソコン教室の機器買い取り
②	図書館システムの構築／運用
③	指導者用デジタル教科書(中学校)の賃貸借
④	児童生徒1人1台端末の整備
⑤	学校内 Wi-Fi の整備

※ ③は入札手続き実施中

(2)教育 ICT 機器の保守・運用

各種問合せ先については3頁一覧表を参照

(3)統合型校務支援システム研修の実施

構築事業者による以下の研修を実施した。

通知表作成研修……………研修動画配信, Google Meet で質疑応答

調査書作成及び指導要録作成研修…集合研修

次年度移行作業研修……………Google Meet で実施

(4)ICT 支援員の派遣

### 3 令和3年度の予定

(1)鈴鹿市教育ICT環境整備事業(継続)

指導者用デジタル教科書(中学校)の利用開始

「数学・理科・社会(地図帳を含む)」(5月初旬から利用可能予定)

(2)統合型校務支援システム研修の実施

構築事業者による以下の研修を実施

通知表作成研修

調査書作成及び指導要録作成研修

※詳細な実施日時や手法は後日連絡

5月後半から6月前半を予定

2学期以降を予定

## (3)情報セキュリティ研修

教育 ICT 環境の新規利用者を対象とした e-ラーニング 1 学期を予定  
 全員を対象とした e-ラーニング 2 学期を予定

## 4 情報環境における各種不具合等に対するヘルプデスク・問合せ先

ICT 環境の整備に伴って起こってくる故障・破損・不具合や操作手順等の照会については以下の問合せ先にまずは相談してください。

事象	問合せ先	電話番号
ASUS 製 Chromebook, ドングルの故障・破損等	NTT データ 鈴鹿市 ICT ヘルプデスク	0120-261-133 または 専用 google フォーム (Chrome にブックマークあり)
Google アカウントや校務系・校務外部系へのログインについて		
職員室 Wi-Fi(standard)の不具合		
Wi-Fi 環境の切り替えによる不具合		
校務支援システム「C4th」の不具合・操作手順の照会	EDUCOM ヘルプデスク	00777-81056 または以下のURL <a href="https://educom.jp">https://educom.jp</a> オンラインヘルプデスク
教室常設プロジェクタ・可搬式プロジェクタ・書画カメラ・スクリーンの故障・不具合	教育産業	059-364-8967
職員室モノクロレーザープリンターの機械的な故障・破損等の修理依頼	プリンタに側面に貼り付けされたメンテナンスカード・シール等を参照	
学校図書館システム	テック情報	088-637-5657
ミライシードの不具合 ※ 利用方法・操作方法は ICT 支援員に問い合わせてください	ベネッセ コーポレーション	0120-8888-44
校内 Wi-Fi(GIGA.school.2020)の不具合	教育政策課 政策推進 G	059-382-9112
NEC 製 Chromebook(児童生徒用)の初期不良・故障・破損等		
市外からの転入生のアカウント発行		
教職員の育休・産休・病休等による代替教員配置によるアカウントの発行		
学校ホームページ		
webフィルタリング		

- 5 校務外部接続系で利用するメールアカウントのパスワード変更について  
校務外部接続系で利用するアカウント(e-xxxx@edu.city.suzuka.mie.jp や j-xxxx @edu.city.suzuka.mie.jp 等)について、異動や転出により当該校に在籍しなくなった教職員のログインを防ぐため、パスワードを変更してください。  
パスワードについては、従前どおり、アルファベット(大文字・小文字)・数字・記号のうち、3種類の文字を利用した 8 桁以上の文字列としてください。
- 6 Chromebook の使用に關しての留意事項  
Chromebook を使用する教職員は、毎年度当初に誓約書(別紙 1 又は別紙 2)を提出してください。  
また、利用に際しては次のことに注意してください。
- ① 貸与期間中は自己の責任で管理を行い、紛失や破損しないよう、細心の注意を払い使用すること。
  - ② 紛失や破損した場合は、速やかに報告すること。
  - ③ 学校運営(授業及び校務)以外の目的で使用しないこと。(教育ネットワーク内の利用内容については、Web 閲覧・メール送信・ファイル操作などの履歴が残ります。)
  - ④ セキュリティの維持に努め、ID 及びパスワード等を適切に管理すること。
  - ⑤ 自己の重大な過失や故意により、鈴鹿市教育委員会や貸与品に損害を与えた場合、代替機器の貸与を求めないこと。
  - ⑥ 市外への Chromebook の持ち出しに当たっては、管理職の許可を得た上で持ち出しを行うこと。
  - ⑦ 鈴鹿市立小中学校での勤務の終了と同時に、貸与品は速やかに返却すること。
  - ⑧ 学校用 Chromebook を校外に持ち出す際には、持ち出し管理簿(別紙 3)に記入した上で、管理職の許可を得ること。
  - ⑨ 端末から離れるときは、ログアウトをするか、電源を切るか、又はロック画面に移行すること。

令和3年4月9日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局  
教育政策課長

Chromebook 利用誓約書の提出について (依頼)

各教職員に貸与する Chromebook について、各教職員から下記のとおり利用誓約書を取りまとめ、教育政策課まで提出してください。

記

- 1 以下のいずれかの誓約書は2種類あります。
  - (1) 1人1台の Chromebook 端末が割り当てられている教職員  
(別紙1) Chromebook 利用誓約書
  - (2) 学校用 Chromebook を共用で使用する教職員  
(別紙2) 学校用 Chromebook 利用誓約書
- 2 提出された利用誓約書は複写した上で、原本を教育政策課まで提出してください。副本につきましては、学校長で保管をお願いします。
- 3 昨年度の利用誓約書については、貸与した端末の紛失等を御確認いただき、問題がなければ廃棄してください。
- 4 学校用 Chromebook を校外に持ち出す際には、(別紙3) 持ち出し管理簿への記入させた上で承認をお願いします。

(別紙1)

鈴鹿市教育委員会  
教育長 中道 公子 様

## Chromebook 利用誓約書

私は、貸与品について、下記の事項を遵守して使用することを承諾します。

### 貸与品

- ・ Chromebook 一式 (本体及び充電ケーブル)
- ・ LTE ドングル 1台

### 記

- 1 貸与期間中は自己の責任で管理を行い、紛失や破損しないよう、細心の注意を払い使用する。
- 2 紛失や破損した場合は、速やかに報告する。
- 3 学校運営 (授業及び校務) 以外の目的で使用しない。
- 4 セキュリティの維持に努め、ID 及びパスワードを適切に管理する。
- 5 自己の重大な過失や故意により、鈴鹿市教育委員会や貸与品に損害を与えた場合、代替機器の貸与を求めない。
- 6 市外への Chromebook の持ち出しに当たっては、管理職の許可を得た上で持ち出しを行う。
- 7 鈴鹿市立小中学校での勤務の終了と同時に、貸与品は速やかに返却する。

令和 年 月 日

端末番号 : SZK-

名前 (自署) :



(別紙2)

鈴鹿市教育委員会  
教育長 中道 公子 様

## 学校用 Chromebook 利用誓約書

私は、貸与品について、下記の事項を遵守して使用することを承諾します。

### 貸与品

- ・ 学校用 Chromebook LTE ドングルー式 (本体及び充電ケーブル)

### 記

- 1 貸与期間中は自己の責任で管理を行い、紛失や破損しないよう、細心の注意を払い使用する。
- 2 紛失や破損した場合は、速やかに報告する。
- 3 学校運営 (授業及び校務) 以外の目的で使用しない。
- 4 セキュリティの維持に努め、ID 及びパスワードを適切に管理する。
- 5 自己の重大な過失や故意により、鈴鹿市教育委員会や貸与品に損害を与えた場合、代替機器の貸与を求めない。
- 6 Chromebook の校外への持ち出しに当たっては、「学校用 Chromebook 持ち出し管理簿」に記入し、管理職の許可を得た上で持ち出しを行う。

令和 年 月 日

名前 (自署) : \_\_\_\_\_



# 令和3年度 小中学校における英語教育について

## 1 小学校英語について

### (1) 英語アシスタントの派遣について

中学年・高学年とも各クラスへ年間35回派遣します。\*実際の運用方法は各校裁量です

### (2) CAN-DO リストについて

すでに、中学校、高等学校等においては、学習指導要領に基づき、指導と評価の改善に向けて、生徒に求められる英語力を達成するために「CAN-DOリスト」(学習到達目標)を作成、活用しています。三重県においても、小学校における「CAN-DOリスト」の作成、活用を推進することから、令和3年12月頃に提出が求められる予定です。

\*詳細については県から連絡があり次第お知らせします

## 2 中学校英語について

### (1) 生徒の英語パフォーマンス力向上について

令和3年度全面実施の中学校学習指導要領において、評価の観点下記のとおり3つになっています。中学校外国語科においても、「話すこと(やり取り)」「話すこと(発表)」の領域において生徒の学習状況を適正に把握・評価し、今後の指導改善につなげなければなりません。

領域 観点	聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと	観点別 評価	評定
知識・技能	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	B <sub>2</sub>	
思考・判断・ 表現	b <sub>2</sub>	a <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>		
主体的に学 習に取り組 む態度	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	a <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>2</sub>		

話すこと(やり取り・発表)の領域における生徒の力を測るためには、実際に英語で「やり取り」をする必要があります。

**★パフォーマンスを評価するためTalk Timeの活用を!**

### (2) ISC から Talk Time へ

鈴鹿市では従来から2年生を対象にISC(インタビュースキルチェック=パフォーマンステスト)を実施してきました。従来からの取組の質的改善を図るものとして、令和2年度は、ISCに続く、英語パフォーマンス力向上ツールTalk Time(トークタイム)を2年生対象に行いました。令和3年度も2年生でTalk Timeを行います。

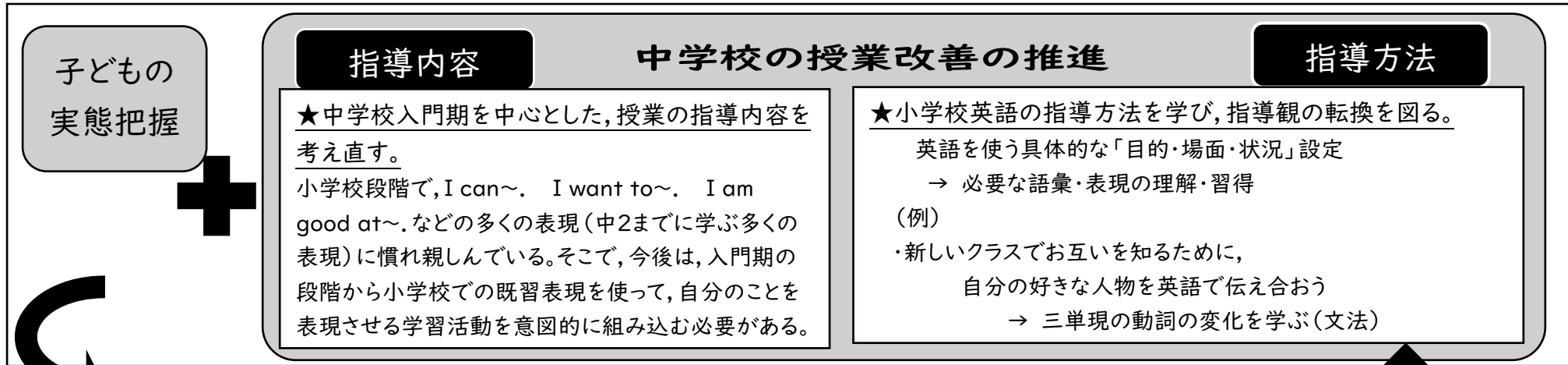
### (3) 教科書やデジタル教材の効果的な活用について

令和3年度から使用する教科書は、学指導要領が目指す「目的・場面・状況」に応じた言語活動を通じて英語の力をつける構成になっています。新学習指導要領の理解に基づき、新しい教科書の構成を指導改善に生かしてください。

# 英語教育における小中連携推進の取組について

具体の取組：中学校英語科教員が校区小学校6年生（5年生）の外国語科の授業へ乗り入れを行う。

## 1 乗り入れ授業による期待される中学校視点からの効果



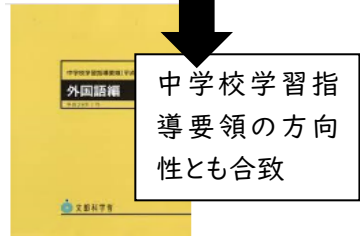
**指導内容**

★中学校入門期を中心とした、授業の指導内容を考え直す。  
 小学校段階で、I can～. I want to～. I am good at～.などの多くの表現（中2までに学ぶ多くの表現）に慣れ親しんでいる。そこで、今後は、入門期の段階から小学校での既習表現を使って、自分のことを表現させる学習活動を意図的に組み込む必要がある。

**指導方法**

★小学校英語の指導方法を学び、指導観の転換を図る。  
 英語を使う具体的な「目的・場面・状況」設定  
 → 必要な語彙・表現の理解・習得  
 (例)  
 ・新しいクラスでお互いを知るために、自分の好きな人物を英語で伝え合おう  
 → 三単現の動詞の変化を学ぶ(文法)

一人でも多くの中学校英語科教員が小学校の授業を知ることが大切  
 乗り入れ授業実施中学校区を、2～3年ごとに他校区へ回していくことが望ましい。  
 ※連携のキーワード：指導内容と指導方法



## 2 乗り入れ授業実施スケジュール

年度	天栄	鈴峰	白子	平田野	白鳥	神戸	大木	千代崎	創徳	鼓ヶ浦
R1	○	○	○							
R2	○	○	○							
R3				○	○	○				
R4							○	○	○	
R5	○	○								○

【備考】  
 ・天栄中は H27年度より開始、  
 ・鈴峰中は H29年度より開始  
 ・白子中は H30年度より開始

・R4年度までは3校（大規模校1校，中希望校2校）ごとに、1年単位で実施校を回していく。（ただし、R3年度以降は予算措置による）  
 ・R5年度は実施校の鼓ヶ浦中のみとすることも考えられる。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について

このことについて、下記事項に留意していただき、授業での積極的な利活用を促進していただきますよう、よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 子どもたちの学びを広げ・深める 1 人 1 台端末の活用

整備された端末を学習ツールの一つとして効果的に活用することにより、子どもたちの学びを広めたり深めたりして、新しい学習指導要領に示された力を育む授業実践を進めてください。

1 人 1 台端末を活用した実践事例については、令和3年1月22日付鈴教指第2207号にて、県教育委員会作成の資料を送付しております。参考にしていただくとともに、ICT機器や端末の利用のみが目的にならないよう留意し、有効に活用していただくようお願いします

#### 2 プログラミング教育の実施について

プログラミング教育の実施に当たり、児童生徒用端末には、Scratch（スクラッチ）と WeDo2.0（レゴブロック）を活用できるよう初期設定がされています。WeDo2.0（レゴブロック）については、当課より教材の貸出を行っています。数に限りがありますので、貸出希望がある場合は、事前に教育指導課まで御連絡下さい。

#### 3 ICT 支援員の活用

昨年に引き続き、ICT 支援員が各校を訪問します。ICT 支援員は、児童生徒用端末を有効に活用できるように初期設定や授業支援、校内研修等の実施にも活用できます。ぜひ有効に活用していただくようお願いします。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 小川 裕

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)

鈴教指第 64 号  
令和3年 4月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和3年度鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業実施について

このことについて、下記のとおり関係文書を送付しますので、学校図書館活用、学校図書館教育推進に御活用いただきますよう、お願いいたします。

#### 記

#### 1 送付文書

- (1) 令和3年度鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業実施詳細
- (2) 学校図書館巡回指導業務日誌
- (3) 学校図書館巡回指導業務日誌（記入例）
- (4) 図書借用書（例）

#### 2 その他

本年度の派遣回数は、年間42回（1週あたり1回程度）となります。巡回指導開始日、担当巡回指導員名等につきましては、改めて委託業者より各校へ連絡させていただきます。

#### 【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導グループ 麻野 知美  
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

# 令和3年度 鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業 実施詳細

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課

## 1 目的

読書活動は、子どもたちが考える力や判断力を培い、視野を広げ、豊かな感情や心をはぐくむために重要な活動である。そこで、市内小中学校に「図書館巡回指導員」を派遣し、子どもたちの読書意欲を高めたり読書活動を活発にしたりするための支援、及び図書館業務の補助を行うことにより、学校図書館の活性化を図る。

## 2 対象

市内全小中学校

## 3 実施期間

令和3年4月19日（月）（予定）～令和4年3月25日（金）まで

## 4 事業内容

- 鈴鹿市教育委員会が業務委託した図書館司書、図書館司書補、司書教諭の資格をもつ、または、学校図書館または公共図書館において、3年以上の業務経験をもつ「図書館巡回指導員」を市内全小中学校に派遣する。

### (1) 派遣日数

各小中学校：6時間業務（1回）×年間42回（1週あたり1回程度）

### (2) 業務時間

午前8時00分～午後5時の間の実働6時間（途中昼休憩をはさむ）

### (3) 業務内容

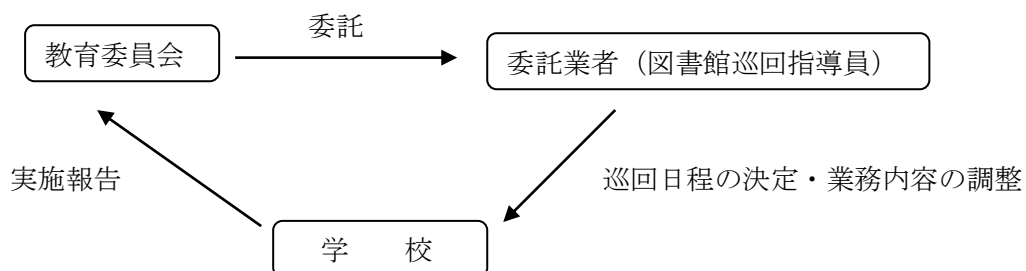
- ①カウンター業務・・・図書委員会のカウンター業務の指導等
- ②図書整備業務・・・選書、受入・装備、破損図書の補修、除籍等
- ③館内整備業務・・・書架整理、館内の書架や掲示物の整備等
- ④読書活動推進業務・・・本の読み聞かせ、テーマコーナーの設置、ブックトーク、調べ学習の参考図書アドバイス、「図書館だよりの作成」等
- ⑤利用指導業務・・・図書の並び方、分類について等
- ⑥図書館運営支援業務・・・蔵書冊数や貸出冊数等の把握・管理、中学校区内での相互貸借、ボランティア等への読み聞かせやブックトーク等の技術指導や図書館整備技術指導等

※業務に必要な消耗品は、各学校にて調達する。

## 5 本年度業務委託先

株式会社図書館流通センター（TRC） 担当者名 阿原・中井  
〒112 - 8632 東京都文京区大塚三丁目1番1号  
TEL 03-3943-2221 FAX 03-3943-8441

## 6 事業の運営



学校は、次のとおり、「学校図書館巡回指導員業務日誌」を鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課に提出する。

### 【提出締切日】

4月～ 7月分・・・令和3年 8月 6日（金）

8月～11月分・・・令和3年12月 3日（金）

12月～ 3月分・・・令和4年 3月31日（木）

## 7 事務手続き等の流れ

### （1）図書館巡回指導員の巡回予定日の決定

巡回予定日については、教育委員会事務局と委託業者が協議の上決定し、業務開始日までに学期ごとに、予定表を各校に送付する。

- ・年間小中学校42回以上（原則として、同じ指導員が担当校の業務にあたる）
  - ・午前8時00分～午後5時00分の間の実働6時間（途中昼休憩1時間をはさむ）
- ※休憩時間は分割でもよい

### （2）巡回日時の確認

- ・予定表送付後、担当巡回指導員が学校に連絡の上、挨拶に伺う。（担当巡回指導員が変更になった学校のみ）

### （3）図書館巡回指導員が巡回するにあたって

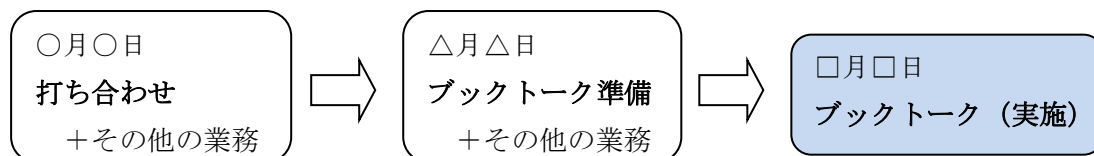
- ・職員や子どもたちへの紹介を行う。
- ・巡回日を全教職員に周知する。
- ・「学校図書館巡回指導業務日誌」に依頼する業務内容をその月の初回巡回日まで記入する。



※ブックトーク，調べ学習等を行う場合の日の設定の仕方

- ① 3回の巡回指導日を確保する。
- ② 1回目は打ち合わせ，2回目は準備の日とし，3回目に実施する。  
ただし，2回目は終日準備としなくてよい。
- ③ 巡回指導員と事前に内容の打ち合わせをしてから実施すること。  
(授業の主体は，教員であること)

(例) ブックトークの場合



※ブックトークの準備

学校が希望したテーマに沿った本が，自校の学校図書館にどれくらいあるかを確認した上で依頼する。その後，打ち合わせにおいて，紹介の仕方（紹介する本を選び，どのような順番で，どのような工夫をして紹介するのか）を考えることが必要となる。

#### (4) 「学校図書館巡回指導業務日誌」の記入と提出

- ① 学校図書館担当者は，依頼する業務内容をその月の初回巡回日までに記入する。
- ② 巡回指導員は，業務終了後，実施業務内容，巡回指導員コメント欄を記入し，押印する。
- ③ 学校長は，その月の最終巡回日に実施内容を確認し，押印する。
- ④ 提出締切日までに，鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課まで文書便にて提出する。

【提出締切日】

4月～ 7月分・・・令和3年 8月 6日 (金)

8月～11月分・・・令和3年12月 3日 (金)

12月～ 3月分・・・令和4年 3月31日 (木)

## 特別支援学級及び通級指導教室における指導について

### 1 鈴鹿市における特別支援教育について

#### (1)特別支援学級における指導の充実

- ア 個別のニーズに応じ、適切な指導を行うため、9時間以上、特別支援学級における授業を行う。
- イ 特別支援学校(杉の子特別支援学校、城山特別支援学校)の地域支援コーディネーターによる、児童生徒の教育相談や研修会等での指導・助言等を活用する。
- ウ 特別支援学級において、実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
  - ・障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
  - ・児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

#### (2)通級による指導の充実(別紙)

- ア 通級による指導は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めて行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
- イ 次のとおり通級指導教室を設置する。
  - (ア)言語 … 石薬師小, 玉垣小, 千代崎中
  - (イ)難聴 … 旭が丘小
  - (ウ)発達障がい等 … 神戸小, 飯野小, 創徳中
- ウ 通級指導教室担当者会及び通級指導教室公開授業を実施する。  
※通級する児童生徒の担任はもとより、特別支援教育の研修として、積極的に公開授業に参加するよう努める。(別紙「通級指導教室公開授業について」)

#### (3)通常の学級における特別支援教育の推進

- ア 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒について、別室での指導により支援するだけでなく、当該児童生徒を含めた学級全体に対する指導により、ともに生きるなかまづくりを大切にする。
- イ 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒にとって、理解しやすいよう配慮された授業改善を行う。

#### (4)保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校の連携

- ア 各中学校区で私立保育園・幼稚園を含めた特別支援教育コーディネーター会議の開催を推進する。就学元と就学先が交流を行い、子どもの支援が途切れないような体制の構築を図る。

## 2 「すずかっ子支援ファイル」の作成と活用

特別支援学級に在籍する児童生徒と通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成する。

### (1) 個別の指導計画

- ア 支援が必要な幼児児童生徒について、学校園における指導計画や指導内容・方法を検討して記載し、それに基づいた指導を行う。
- イ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校園内ケース会議、及び引継ぎ会を関係者と連携して実施し、その内容等を参考にして記録する。
- ウ 通級による指導を受けている児童生徒について、通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能。  
※記載すべき事項:通級による指導を受けた学校名, 通級による指導の授業時数, 指導期間, 指導の内容や結果等

### (2) 個別の教育支援計画

- ア 支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、保護者や関係機関と連携して、長期的な計画を作成する。保護者の了承のもとに、作成・更新を進める。
- イ 「関係機関の具体的な支援内容」欄に、合理的配慮・通級指導教室への通級についても記載する。

#### <学校における「合理的配慮」の具体例>

- ・ 個別課題の提供 ・ 拡大教科書の使用 ・ 掲示物など刺激の減少
- ・ 教室配置の配慮 ・ 座席の配慮 ・ クールダウンのためのスペース確保 等

## 3 特別支援教育プロジェクト会議について

### (1) 協議事項

- ア 令和3年度の特別支援教育推進の取組について
  - ・ 教職員の資質向上の取組と学校の組織的な体制づくりとして、①研修会等への参加, ②特別支援教育に特化した校内研修の実施, ③情報共有, ④関係機関との連携の4つの柱について、来年度も引き続き取り組んでいくことを確認
- イ 支援の必要な児童生徒への手立て
  - ① 各校からの実践の発表
    - 【本人への取組】
      - ・ 本児が安心して過ごすことができる友人との時間が確保されるよう、休み時間に少人数で体を動かして遊べる場所を設けた。
      - ・ 集中力が続かないことへの対応として、授業のモジュール化を行った。
      - ・ ユニバーサルデザイン的な授業を取り入れた。
      - ・ 教室に入れない子どもを校長室に呼び、クロームブックで教室の授業の生放送をした。
      - ・ 進路選択のための面談を協力学級担任と共に丁寧に行った。受験指導では、面接練習の回数や支援者を増やして行ったり、通常の授業に作文指導も多く取り入れたりしていた。

### 【学級への取組】

- ・本児は教室から相談室への移動の際に、同学年の児童の目を気にしていた。そこで学年の児童には担任から、転籍したことや学習を頑張ろうとしていること、本児に合ったペースで取り組むために一部の時間に相談室で個別学習を行うことを説明したうえで、それぞれが自分の目標をもって頑張ろうという話をした。
- ・学級会等の中で、本児に対する不満の把握と本人の特性についての伝達を行った。
- ・学校全体で掲示物を使って視覚に訴える取組をするなど、環境を大事にした。
- ・体育祭や合唱コンクールなどの行事で、最初から特別支援学級在籍生徒の参加を見通した競技設定やルール作りを生徒が参画する形で行った。

### 【保護者への取組】

- ・まずは、学校への不信感を払しょくするために、担任と校長が、保護者の話を聞き、寄り添うことで信頼関係を築いた。
- ・学校、家庭での支援の情報共有、母親の養育支援等のために保護者を交えた支援会議を開催した
- ・学校全体で、電話連絡や家庭訪問等、保護者との情報共有等を密に行った。担任と保護者との間で、個別のノートを使用して、毎日の予定や連絡、学校や家庭での様子等についての遣り取りを行っている。
- ・保護者自身の困り感や日頃の頑張りを見落とさないように努め、好ましい情報を積極的に伝えるように心がけている。

### 【その他】

- ・教職員が共通理解のもと支援を行えるよう、支援体制や支援方針、出来事の情報共有等を放課後の打合せの時間をつかって、こまめに行っている。
- ・保護者承諾の下、学校、家庭での様子を文書でまとめ主治医に情報提供するなどの医療機関との連携を行った。
- ・かがやき特別支援学校及び杉の子特別支援学校や放課後等デイサービス(複数)と連携し、情報交換等を行った。
- ・特別支援学校の地域支援活用、放課後等デイサービス事業所などとの連携は、本人支援に有効なばかりでなく保護者支援にも効果が大きいと感じる。

### ② 事例集の検討

- ・事例集の作成は、子どもをアセスメントしたり、考えたりする中で教員の力量を高めるために行う。
- ・子どもの強み・弱み、本人・学級・保護者への支援を書くことに加え、誰がどのように係って、どのように変わっていったのかを記載する必要がある。
- ・教員が有効活用するためには、見やすく、分かりやすいものが必要である。
- ・保護者への支援の記載が、個別の指導計画と異なる部分になる。個別の指導計画は保護者が見るため、保護者への支援方法は書きにくいことがある。
- ・今後、特別支援教育コーディネーターが中心となって作成した資料を教育指導課で集約し、可能であれば chrome で共有することも考えている。
- ・特別支援学級や通級指導教室に通っている子どもだけでなく、通常学級にいる子どもへの特別支援教育も大切にしていける必要がある。
- ・子どもの支援方法について、Q&A 形式などで伝える必要もあると考えられる。事例集等のあり方については、今後、検討していく。

## (2) アドバイザーより

### 【各校の取組について】

- ・子ども一人ひとりへの支援方法をしっかりと見立ててアセスメントし、適切な支援を行うことが大切である。
- ・学校訪問の中で担任により力量が違っていると感じる。子どもの行動を見ても、支援方法が分からなかったり、支援に動けなかったりする可能性があるため、校長がサポートしていく必要がある。
- ・先生が、子どもの行動を認め、ほめることで自信が付き、弱みのところでも子どもが『頑張ろう』と思うことがある。
- ・支援は、すぐに効果が出るものではないので、継続的に行う必要がある。
- ・多くの学校で『話のきき方』などを教室に掲示してあるが、活用しきれていないと感じることがある。必要な場面で掲示物を上手く使うことも教師の力量である。

### 【保護者について】

- ・支援会議は、保護者側1～2人に対し、学校側が4～5人になることが多い。そのため、保護者が自分の気持ちを伝えにくいことがある。思いを伝えにくい保護者に対しては、支援会議だけではなく、1対1で形式ばらずに話ができる場面、状況を作ることも重要である。

### 【若手教員について】

- ・現場に出る前に大学で勉強会等も行っているが、十分な力をつけることは難しい。校長先生が中心となり若手の先生の支援をしていただくようお願いしたい。

## (3) 連絡事項

### 【すずっこファイルについて】

- ・すずっこファイル(案)について、改定の内容の方向として、①県のパーソナルカルテに準じて、出生時から就労までつながるもの、②記入部分を簡素化して保護者、関係機関ともに必要事項を記入できるもの、③成長の段階で発達の個人差を記すことができるもの、④家庭状況に変化が生じた場合も子どもの支援内容の引継ぎができること、の4点を考えて改定を進めている。
- ・出生時に全員配布し、支援が必要な子ども以外も全員が持っているファイルとして活用する方向性で考えている。
- ・発達障がい以外の子どもについても記載できることを視点として作成した。
- ・保護者と学校が困っていることを共通理解することがより良い支援につながると思われるため、『困っていること』という欄を新しく作成した。
- ・個別の教育支援計画の『短期目標』、『保護者・本人・担任の願い』を削除し、『今学期の目標』とした。
- ・個別の指導計画の『具体的な支援』の欄に『合理的配慮など』と記載し、合理的配慮の観点を参考資料も裏面に付け加えた。

## 子どもへの支援事例（案）

学年:小学 3 年生

<p>子どもの困り感</p>	<p>衝動性 集中力・こだわり・視覚・聴覚・運動面・感覚過敏 コミュニケーション・読むこと・書くこと・計算・その他( )</p>
<p>子どもの様子</p> <p>子どもの強みも記載する</p>	<p>・明るく行動力がある。 ・休み時間、給食時間、清掃時間に友だちとのトラブルがよく起こる。 ・感情のコントロールができなくなって、大声を出す、暴言をはく、暴力をふるうことがある。 ・感情が高ぶっているときに指導は入らないが、落ち着いてから話すと自分の行動を振り返ることができる。</p>
<p>推測される つまずきの原因</p>	<p>・気持ちが昂ると、感情のコントロールができなくなる ・友だちと適切なコミュニケーションをとるスキルが身につけていない</p>
<p>支援の手立て</p> <p>(本人・学級・ 保護者・その他)</p> <p>『いつ』、『誰が』、『どのような』支援を行うかを記載する。</p>	<p>【本人】</p> <p>①イライラしたときの対処法を繰り返し伝える。 ・本児がイライラしてきたと感じたら、近くにいる支援者が深呼吸をしたり、「がまん、がまん」と心の中で唱えたりするように伝える。 ・本児が気持ちを抑えきれないと感じたら、近くにいる支援者がその場から離れて先生の所か空き教室へ行ったりするよう伝える。</p> <p>②望ましいコミュニケーション方法を伝える。 ・休み時間などに担任が「休み時間に嫌なことを言われたときにどうする?」、「掃除の時間に注意されたときはどうする?」など、トラブルが起こりやすい具体的な場面についての対応方法を考えさせる。</p> <p>【学級】</p> <p>①発達障がいの理解を深める。 ・周りの児童が本児への関わり方を理解できるよう、担任が学級活動で発達障がいに係る絵本の読み聞かせを行う。</p> <p>【保護者】</p> <p>①保護者との連絡を密にする ・暴言・暴力等の問題行動があった時だけではなく、頑張っていたことについても、担任からこまめに連絡する。</p> <p>【その他】</p> <p>①放課後等デイサービスとの連携 ・支援会議に放課後等デイサービスの担当者を招き、学校・家庭・放課後等デイサービスの子どもの姿から多面的にアセスメントし、支援を考える。</p>
<p>支援後の様子</p>	<p>①自分でイライラしてきたことを感じるのが、まだ難しいようであった。近くに教員がいて、深呼吸やその場から離れるように促すことは有効であった。 ②繰り返し対応方法を学ぶことで、トラブルの回数は減ってきた。特に、「こんな時、どうするんだった?」と対応方法を思い出せるような声かけられる場合には、トラブルに発展することはなくなった。</p>

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

鳴門教育大学との連携事業に係る報告書の送付について

このことについて、大学からの講師招聘時と年度末に報告書を作成し、提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 令和3年度鳴門教育大学講師招聘に係る報告書(様式1)  
令和3年度鳴門教育大学連携事業に係る報告書(様式2)
- 2 提出期限 (様式1) 講師招聘後 3週間以内  
(様式2) 令和4年1月28日(金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課  
✉ [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)
- 4 送付文書
  - ・ 令和3年度鳴門教育大学講師招聘に係る報告書(様式1)
  - ・ 令和3年度鳴門教育大学連携事業に係る報告書(様式2)
- 5 その他  
校内研修会への講師招請及びアンケートのスケジュールについては後日連絡します。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 福村 圭悟  
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

### 体育的行事の指導における留意点について

このことについて、下記事項に留意していただき、適切な指導を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策について

感染予防の観点から、できる限り子ども同士が密着した運動は避け、集合隊型は、いつもより間隔を開けて整列するなどの配慮をすること。また、体育館で実施する場合は、活動中も換気に努めること。

#### 2 体調管理について

(1) 気温や湿度等の状況を考慮して、運動時間、運動方法、水分補給、休憩頻度を工夫するなど、環境条件に応じた適切な指導を行うこと。

(参考) 環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(2) 幼児児童生徒の健康状況(個人差、服装、疲労、空腹、睡眠不足など)について、十分に把握するとともに校内において情報共有を図ること。

(3) 体育的行事等を実施するにあたっては、熱中症事故の発生や事故発生拡大などの状況に応じ、事前の計画の見直しや実施途中における中止など、適切な判断に努めること。

(4) 万が一の事故発生等に備え、「学校管理下における危機管理マニュアル(令和2年4月改訂)三重県教育委員会作成」を参考に、迅速かつ適切な対応ができるよう応急措置を含めた救急体制の整備に万全を期すること。

#### 3 安全な運動環境づくりについて

練習開始前に体育館の床や運動場の地面に小石、釘などの突起物はないか点検すること。また、ケガや熱中症など、子どもたちに体調の異変が認められたときに、速やかに休憩できる場所を整備しておくこと。

#### 4 計画的な練習の進行について

練習計画については、事前に学年または学年部で綿密な打ち合わせを行い、全ての指導者が見通しを持って指導を進めること。また、目標を伝える、振り返りの時間を設けるなどして、1時間1時間の練習で子どもたちが、達成感を感じられるような指導を進めていくようにすること。

#### 5 安全に留意した種目作りについて

体育的行事における種目作りについては、子どもたちの実態に応じて、けがにつながる動きがないように配慮すること。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 小川 裕

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)



鈴教指第 61 号  
令和3年 4月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

「組み体操」等における事故防止について

このことについて、『「組み体操」における事故防止の指導上留意点』を各校に送付しますので、貴校教職員に周知していただくとともに、引き続き、児童生徒や保護者、地域等の理解のもと、児童生徒等の実態に基づいた事故防止対策が図られるよう、適切な指導・助言をお願いします。

記

送付文書

『「組み体操」における事故防止の指導上留意点』（令和2年3月3日改訂）

**【事務担当】**

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課

指導 G 小川 裕

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878

Email : [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

運動会種目における男女の扱いについて

このことについて、各小中学校において、運動会種目の検討に当たっては、児童生徒の安全に十分留意するとともに、教育活動のねらいや児童生徒の心身の発達に応じた検討が必要です。

中でも、男女の扱いについては、平成18年6月30日付け文部科学省初等中等教育局からの通知において、「騎馬戦において男女混合で騎馬を組むことなどは、羞恥心や戸惑いを感じさせる恐れが大きく、児童生徒の心身の発達段階を踏まえた、学校として適切な対応が求められるところです。」と示されています。

運動会種目については、児童生徒や地域などの実情に応じ学校長が決定するものですので、男女の扱いについて十分留意した対応をお願いします。

記

1 男女の扱いについて適切な対応が求められる種目・演技

(1) 騎馬戦

小学校高学年以上において男女で騎馬を組むこと。

(2) 組み体操

ア 肩車などを男女で行うこと。

イ 大きな演技については、男女混合で演技を行う場合もあると思われるが、組み方や配置に配慮が必要。

(3) その他

上記の2種目以外にも身体の接触が多く、男女が組むことで羞恥心や戸惑いを与える心配のある種目。

2 送付文書

【参考資料】学校における男女の扱い等に関する調査の結果等について(写)

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 小川 裕

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878

Email : [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)



18初児生第18号  
平成18年6月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

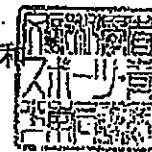
坪田 眞



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長

石野 利



(印影印刷)

学校における男女の扱い等に関する調査の結果等について（通知）

このことについて、別添のとおり、調査結果がまとまりましたので送付いたします。

学校における教育活動については、それぞれの教育活動のねらいや児童生徒の発達段階を踏まえながら、児童生徒一人一人の心情を考慮するなどして進めることが必要です。

このような観点からすると、とりわけ、男女が同じ部屋で宿泊すること、男女一緒に同室で着替えを行うこと、騎馬戦において男女混合の騎馬を組むことなどは、児童生徒に羞恥心やとまどいを感じさせるおそれも大きく、児童生徒の心身の発達段階を踏まえた、学校としての適切な対応が求められるところであります。

以上を踏まえ、各都道府県及び指定都市教育委員会においては、各学校が前記の観点から配慮すべき事項について確認するとともに、児童生徒の心身の発達段階を十分に踏まえながら、また、必要に応じ保護者等の理解を得るなどして、適切な教育活動を行うよう指導願います。

また、学校における男女の扱い等については、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の記述をも念頭に置きつつ的確に対応していただきますようお願いいたします。

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

校内研修会及び園内研修会に係る指導主事要請の希望日程の調整  
について(依頼)

校内研修及び園内研修を計画的に進め、研修の充実を図るため、各学校・園において指導主事要請を計画している校内研修会の日程を把握し、調整させていただきます。

については、今年度指導主事要請を計画している校内研修会及び園内研修会の日程を、別紙に御記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出文書

- ・ 小学校 令和3年度指導主事要請を計画している校内研修会の日  
(別紙1)
- ・ 中学校 令和3年度指導主事要請を計画している校内研修会の日  
(別紙2)
- ・ 幼稚園 令和3年度指導主事要請を計画している園内研修会の日  
(別紙3)

2 提出期限と提出方法

- (1) 提出期限 令和3年4月23日(金)
- (2) 提出方法 教育指導課部署メールにて  
kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

3 送付文書

- ・ 令和3年度指導主事要請を計画している校内研修会の日  
(別紙1) 小学校(別紙2) 中学校(別紙3) 幼稚園
- (1) 日程調整を行うため、必ず第3希望までお書きください。
- (2) 調整した日程については、各校・園に連絡させていただきます。それ以後については、電話等で御連絡ください。
- (3) 日程調整後は、各校・園の予定日以外の要請希望について、予定に支障のない限り対応させていただきます。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 三浦, 伊藤, 木下

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)

## 令和3年度 研究発表校・園について

教育指導課

鈴鹿市教育研究会研究委託校・園(令和3年度発表校・園)

	校(園)	研 究 主 題	教 科 領 域	発 表 日
幼稚園	神戸	気づき, 試し, 考えることを楽しむ子どもを育てる ～五感を使った直接体験や, 自分らしく表現できる環境を通して～	全領域	11/5 (金)
小学校	河曲	考えることを楽しみ, 学びを続ける子の育成 ～一人ひとりが自分の考えをもち, 伝え合い, 学び合う授業を通して～	算数科	10/29 (金)
	天名	思いや考えを伝え合い, とともに学びを深めていく子どもの育成 ～全教科・領域の言語活動を通して, 表現力を育む～	全教科 全領域	11/18 (木)
中学校	天栄	「つながりを大切にした学校活動の実践」 ～主体的に取り組む生徒の育成をめざして～	全教科 全領域	11/19 (金)

※研究主題, 教科領域は変更の可能性があります。

令和3年度 担当者会一覧 (予定)

教育指導課

担当者会名	開催日	場所 (オンラインで 実施の場合有)
学力向上担当者会 (研修担当者会) (指導教諭も含む)	6月4日 (金) 15:30~17:00 9月13日 (月) 15:30~17:00 1月28日 (金) 15:30~17:00	市役所1203 市役所502・503 市役所1203
小学校英語教育担当者+会	5月7日 (金) 16:00~17:00 2月22日 (火) 16:00~17:00 (全3回開催予定 第2回は2学期開催予定)	市役所1102 市役所1102
中学校英語教育担当者会	5月17日 (月) 16:00~17:00 (全2回開催予定 第2回は2学期開催予定)	市役所1102
学校図書館担当者会	4月23日 (金) 15:30~17:00 8月18日 (水) 13:30~16:30 兼研修講座	市役所502・503 市役所1203
学校図書館ボランティア交流会	3月4日 (金) 9:30~11:00	市役所502・503
道徳教育担当者会	4月16日 (金) 16:00~17:00 6月8日 (火) 16:00~17:00 2月1日 (火) 16:00~17:00	市役所1203 市役所1203 市役所1203
食育担当者会	4月12日 (月) 16:00~17:00	市役所502・503
特別支援教育 コーディネーター会議	4月13日 (火) 15:30~16:30 10月19日 (火) 未定	未定 市役所1203
通級指導教室担当者会	4月6日 (火) 15:30~17:00 7月20日 (火) 15:30~17:00 1月7日 (金) 15:30~17:00	市役所1102 市役所1102 市役所1102
鳴門教育大学との連携担当者会	4月23日 (金) 15:30~17:00 (全2回開催予定)	市役所1102

鈴教指 第 51 号  
令和 3年 4月 12日

(宛先) 各幼小中学校園長

鈴鹿市教育長 中道 公子  
鈴鹿市子ども政策部長 伊藤 道彦

令和3年度 鈴鹿市立幼小中学校(園)における水泳指導の取り扱いについて

このことについて、令和2年5月22日付けスポーツ庁政策課学校体育室文部科学省初等中等教育局幼児教育課からの事務連絡に基づき、適切に御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

送付文書 今年度における学校の水泳授業の取り扱いについて(令和2年5月22日付 スポーツ庁政策課学校体育室文部科学省初等中等教育局幼児教育課文書)

**【事務担当】**

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課  
指導 G 三浦 靖樹

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878

Email : [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)



本事務連絡は、今年度における学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）の取扱いについて周知するものです。

事 務 連 絡  
令和2年5月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
各国公私立高等専門学校担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

#### 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方を告示いたしますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。なお、このような対策を講じること



が困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えるようお願いいたします。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

## 記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

また、屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。なお、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。

2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。

また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数のクラスによる合同授業はなるべく避けること。

4. 授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。

5. 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、ボディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運

用すること。例えば、プールサイドで、児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。

6. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。併せて、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
7. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
8. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
9. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～8.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～8.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

**【本件担当】**

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校危機管理マニュアル及び学校安全計画の提出について（依頼）

このことについて、下記事項に御留意の上、提出をお願いします。

### 記

- 1 提出物
  - ・学校危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）
  - ・学校安全計画（別添参考送付資料参照）
- 2 提出部数 それぞれ紙媒体1部
- 3 提出期限 令和3年5月28日（金）
- 4 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課（文書便等）
- 5 留意事項
  - (1) 防災危機管理課作成の「学校防災確認シート」については、提出の必要はありませんが、危機管理マニュアルとともに教職員への周知と管理をお願いいたします。
  - (2) 危機管理マニュアルの見直しに際しては、次にあげる令和2年度の生活事故例を参考に、学校内外における危険箇所と対処について再度確認をお願いします。  
(令和2年度の生活事故例)
    - ・ 教室前廊下の窓の鍵を閉めようとしていたところ、もう一人の児童が駆け寄り、接触したことで、鍵を閉めようとしていた児童が体勢を崩され、右手がガラスを押し破る形となり、裂傷を負った。  
→出血多量のため救急搬送の上、手術（右前腕開放創，右正中神経断裂，右橈骨動脈断裂，右長掌筋腱断裂）
    - ・ 前日の喘息発作のため，1限目の体育授業は見学のみ，保護者が連絡帳で担任に伝えたが，担任が連絡帳を確認せず体育授業に参加させたため発作が再発した。  
→6日間入院
    - ・ サッカー部の休憩中にゴールに向かってシュートしたボールがゴールネットのほころびから飛び出し，水筒でお茶を飲んでいた生徒の口に当たった。  
→左側前歯が一本折れた
  - (3) 子どもの身長よりも高い場所での児童による作業の見直しや，校舎内におけるガラス強度，ひび割れ等の確認等について，危機管理マニュアルへの記載の確認をお願いいたします。
  - (4) 作成した危機管理マニュアルについては，必ず学校運営協議会やPTA等の団体と確認していただきますよう，お願いいたします。
  - (5) 危機管理マニュアルの見直しに際しては，令和元年12月16日付鈴教指第2185号「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」（別添参考参照）の内容を踏まえ，実効性のあるものとなっているか確認してください。

い。

(6) 見直しに際しては、次の資料等も活用してください。

ア 『災害から命を守る学校・幼稚園における防災教育』（平成31年3月改訂 鈴鹿市教育委員会）

イ 『学校管理下における危機管理マニュアル』（令和2年4月改訂 三重県教育委員会） ※ 小中学校に配付済み

ウ 『学校の危機管理マニュアル作成の手引』（平成30年2月 文部科学省）※ 小中学校に配付済み

エ 学校安全資料「『生きる力』」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂 文部科学省） ※ 小中学校に配付済み

(7) 『学校管理下における危機管理マニュアル』（令和3年改訂 三重県教育委員会）については、6月頃に送付される予定です。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 神戸 淳一  
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

新年度を迎え、改めて修学旅行等の実施に向けた配慮をお願いするものです。

事務連絡  
令和3年4月1日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
教育課程課

#### 令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について

これまで各学校や学校設置者においては、コロナ禍にもかかわらず感染拡大防止のための対策を講じつつ、子供たちのため教育活動を実施していただけてきたことに感謝申し上げます。

さて、新年度を迎え、各学校においては新たな年間計画に基づき、教育活動を開始されているものと思います。

修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、思い出に残るなど、有意義な教育活動です。現下の状況において、各学校や学校設置者におかれては、感染状況等を踏まえ、引き続き、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けての特段の配慮をお願いします。

なお、実施に当たっては、感染防止策の事前指導や、児童生徒や同居する家族等の健康観察を徹底するとともに、感染状況を見極めながら、仮に当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、近距離での実施や旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討するようお願いします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ

「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00040.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html)

<本件連絡先>

(修学旅行について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線 2389）

(その他学校行事について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

電話：03-5253-4111（内線 2903）

## 令和 3 年度教育支援課の主な事業内容一覧

### 1 不登校対策

#### ○学校支援体制づくり

- ・〔小学校〕スクールライフサポーターを活用した未然防止・初期対応の取組
- ・〔中学校〕学識経験者や不登校対策教育支援員を活用した不登校対策の推進
- ・新たな不登校を生まないための不登校対策プロジェクト会議の開催

#### ○適応指導教室（けやき教室，さつき教室）の運営

### 2 外国人児童生徒などへの日本語教育や就学支援

#### ○鈴鹿市日本語教育支援システム第5期進行計画に基づく取組

- ・特別の教育課程による日本語指導の充実（日本語指導講師の派遣，配置等）

#### ○就学及び進路ガイダンスの実施

#### ○就学支援教室（コトノハ教室）の運営

### 3 多文化共生教育

#### ○多文化共生に関わる授業づくりの推進

- ・多文化共生実践E X P O〔令和4年2月4日（金）：1203 大会議室〕

### 4 いじめ防止対策

#### ○「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づく「学校いじめ基本方針」の改定

#### ○「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策の推進

- ・いじめ問題の未然防止と早期発見，いじめ事案発生時の組織的対応等の取組
- ・学校や児童生徒が主体となったいじめ防止の取組の充実
- ・いじめ防止啓発活動の実施

### 5 生徒指導・健全育成

#### ○生徒指導提要に基づく生徒指導体制の充実

- ・問題行動の未然防止，早期対応を推進する生徒指導体制づくり

#### ○薬物乱用防止教室，万引き防止教室の実施

#### ○地区補導の実施

### 6 地域とともにある学校づくり

#### ○コミュニティ・スクールの推進

- ・地域人材等の活用，地域と連携した魅力ある学校づくり等の協議
- ・中学校区における小中学校の連携の推進

### 7 人権教育

#### ○学校・幼稚園における人権教育の推進

- ・中学校区人権教育カリキュラムに基づいた人権教育の推進
- ・実践交流と教職員研修
- ・児童生徒が主体となった取組の充実（人権フォーラム等）
- ・保護者，地域への情報発信と啓発（じんけんフェスタ等）

### 8 情報モラル教育

#### ○携帯電話やスマホ等を利用したインターネットの正しい使い方教室の開催等

- 9 安全教育
  - 交通安全教室の実施
  - 防犯教室，不審者侵入対応訓練の実施
- 10 危機管理
  - 「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の推進
    - ・道路管理者，鈴鹿警察署と連携した安全対策の推進
- 11 学校問題解決支援
  - 学校問題解決専門職員による対応や学校への助言
  - 警察，児童相談所など関係機関との連携

教育支援課の重点施策
------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>*不登校対策の推進（新たな不登校を生まない学校づくり支援）</li> <li>*「JSL バンドスケール」を活用した日本語指導の推進</li> <li>*多文化共生教育の推進（多様な文化を認め合う学校づくり支援）</li> <li>*いじめ防止対策の推進（いじめを許さない学校づくり支援）</li> <li>*学校・幼稚園における人権教育の推進</li> <li>*鈴鹿市人権教育センターの機能の充実・強化</li> <li>*充実した生徒指導体制の構築</li> <li>*コミュニティ・スクールの推進（地域とともにある学校づくり支援）</li> </ul> |
|---|

子ども・学校支援に向けた研修会等の実施
---------------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>*校長・委員長対象CS推進研修会（5月11日，5月14日）</li> <li>*日本語教育担当者研修講座（8月23日）</li> <li>*不登校対策担当者研修講座（8月30日）</li> <li>*人権教育研修講座（6月24日，7月29日，8月19日，8月26日）</li> <li>*若手教員指導力向上研修〔生徒指導〕（8月）</li> <li>*多文化共生実践EXPO（2月4日）</li> <li>*幼小中連携ウィークでの生徒指導と人権教育との連携促進</li> <li>*生徒会研修会（12月）における校則についての意見交流</li> <li>*インターネットの正しい使い方教室等の出前講座の充実</li> <li>*中学校区人権教育推進協議会（人権教育センター事業として充実）</li> </ul> |
|--|



## 令和3年度の不登校対策について

### (1) 不登校対策の基本的な考え方 \* 国立教育政策研究所等の冊子から

#### ■ 学力保障

中1で不登校になった生徒の学力は、低いという結果がある。「不登校は、心の問題・家庭の問題」という発想ではなく、学力の課題が背景にあるという視点が大切である。不登校対策は、授業改善の取組抜きにはあり得ない。

#### ■ 発達障がい等の理解

「発達」の課題や、被虐待などの生育歴により愛着障がいを抱えていること等が要因・背景となり、長期欠席等を招いている場合が少なくない。

#### ■ “新たな不登校を生まない” 取組

30日を越える前後から不登校対策に取り組むという発想では不登校を減らすことはできない。まず「未然防止」、次いで「初期対応（早期発見・早期対応）」、そして「不登校児童生徒への登校支援」の順番で取り組むべきである。

#### ■ 未然防止の取組が一番の近道

未然防止の取組とは、学級づくりの取組と授業づくりを軸に据えた安全安心で、魅力ある学校づくりである。学級に絆や居場所があり、楽しく分かりやすい授業や充実した自主的な活動がある学校といえる。

#### ■ 初期対応の仕組み・体制を作る

初期対応とは、支援が必要な児童生徒を早期に発見し、情報を共有し合い早期に支援・対応することである。この原則を日々徹底するための仕組み・体制を校長のリーダーシップのもと年度当初に作りあげることが必要である。

### (2) 不登校の未然防止につながる「学級づくり」「居場所づくり」

児童生徒にとって「自己が大事にされている」「自分の存在を認識されており、精神的な充実感を得られる」心の居場所づくりを行う。

### (3) 鈴鹿市・不登校対策初期対応マニュアルに基づいた取組の実施

#### ① 「欠席者の確認と対応」を見える化（可視化）

ア. ホワイトボード等の活用

・その日の欠席者を複数の教員で確認する。

イ. 「家庭訪問シート」の活用

・管理職等が家庭訪問の内容を確認する。ファイルに保管。

#### ② 「不登校傾向児童生徒」の情報共有

ア. 欠席が「連続3日」もしくは「累積欠席日数5日以上」になった時点で、管理職、担任、養護教諭、不登校対策担当者等が、その児童生徒に関する情報共有の場を持つ。

イ. 不登校の児童生徒について話し合う定期的な会議で、上記児童生徒のうち、不登校傾向がある、もしくは疑いがあると判断した児童生徒については、「児童生徒理解・支援シート」を作成し、全職員で共有する。

### ③目的意識をもったケース会議

- ア. 休み始めた早い段階でケース会議を開催し、理由や背景を把握する。
- イ. 支援者、支援策、取組期間等、対応策を明確にする。

④毎月の「長期欠席等児童生徒在籍状況調査」は、累積欠席日数 10 日以上の児童生徒を報告する。

## (4) 小中が連携した不登校対策

- ①小中学校間で、不登校児童生徒の情報共有を図る。
- ②小中合同支援会議の実施

兄弟姉妹が、小学校、中学校それぞれで共に不登校になっている場合は、小中で合同の支援会議を実施し、統一した対応をとる。

## (5) 不登校対策プロジェクト会議の実施

～新たな不登校を生まない、不登校児童生徒の社会的自立をめざすプロジェクト～

### ○プロジェクト会議設置の趣旨

長期欠席・不登校の児童生徒数を減らしていくためには、“新たな不登校”を生まない組織的な対応や、居場所づくりの観点で校内適応指導教室等の活用を含め、進路保障などを目的とした社会的自立に向けた取組の充実が必要である。

取組を実効性のあるものにしていくために、学校現場を代表する校長会と教育委員会事務局が緊密に連携を取り合い、十分な協議・情報共有を定期的実施する。

### ○プロジェクト会議の構成員

- ・小学校校長会代表 2 名，中学校校長会代表 2 名，計 4 名
- ・教育長，次長，参事，市教委各課長，子ども家庭支援課長，各課 G L 等
- ・適応指導教室（「けやき教室」「さつき教室」）代表者

### ○活動内容

- ・市内小中学校が一体となって不登校対策を組織的に行うため、具体的な方策・取組を協議し発信する。
- ・代表者の学校（不登校対策協力校）は、「プロジェクト会議」で確認された学校現場の課題等を踏まえ、校内体制の充実を図り、組織的な取組を推進する。
- ・自主校長会等で「プロジェクト会議」の内容を周知するとともに、学校や自主校長会等が出された実践事例等をプロジェクト会議で還流する。

**(6) 教育委員会の不登校対策****① スクールライフサポーターの派遣**

## ○趣旨

- ・ 小学校の不登校傾向にある児童の心の悩みや不安、ストレスを和らげる等の支援や関わりを通して、不登校の初期対応のため児童支援を行う。

## ○職務

- ・ 派遣校のスクールライフサポーター担当者の指示の下、登校支援、学校生活支援、児童（保護者）の相談等、不登校傾向にある児童の支援にあたる。

## ○派遣校

- ・ 「令和元年度不登校傾向児童の現状把握に係る調査」等を総合的に考慮して派遣校を決定。
- ・ 令和3年度は小学校20校へ派遣（令和2年度：20校）

**② 不登校対策教育支援員の派遣**

## ○趣旨

- ・ 教員経験者等を「不登校対策教育支援員」として該当中学校へ派遣し、中学校における不登校の未然防止・早期対応、及び、不登校生徒の社会的自立に向けた教育環境整備を行う。

## ○職務

- ・ 派遣校の不登校対策担当者の指示の下、不登校生徒の初期支援、校内適応指導教室での対応、校内の不登校対策会議への参加等を行う。

## ○派遣校

- ・ 「令和元年度不登校傾向生徒の現状把握に係る調査」等を総合的に考慮して派遣校を決定する。
- ・ 令和3年度は中学校5校へ派遣（令和2年度：4校）

**③ 不登校対策アドバイザーの配置**

## ○趣旨

- ・ 教育支援課不登校対策担当職員とともに、鈴鹿市の不登校対策を推進する。

## ○職務

- ・ スクールライフサポーター及び不登校対策教育支援員の有効活用を進める。
- ・ スクールライフサポーター及び不登校対策教育支援員への指導、相談に当たる。
- ・ 不登校対策に関して学校への助言を行う。
- ・ 不登校に関する統計処理、資料作成を行う。

※ 令和3年度不登校対策アドバイザー（教育支援課：廣田 隆延）

## 教育相談員活用事業(新規)について

### 1 趣旨

県教育委員会は、悩みや不安を抱えている児童生徒への支援や、いじめや不登校など生徒指導上の課題に対応するために心理の専門家であるスクールカウンセラーを小中学校、県立学校に配置しています。しかし、スクールカウンセラーの配置時間で相談を希望する児童生徒に応じきれない学校もあることから、令和3年度、新たに中学校及び義務教育学校に教育相談員を設置します。

教育相談員が生徒の様子を見守りながら、気になる生徒に声を掛ける等、能動的な相談業務をおこない、生徒が抱える友人、学習、進路等に関することやいじめなどの悩みを早期に発見し、専門的な支援が必要な場合はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへ相談を引き継ぐ等の役割を担うことで相談体制の充実を図ります。

2 事業実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

3 配置について 中学校1校につき週1回3時間×年32回

### 4 職務

校長の指導及び監督のもと、次のような相談業務に従事する。

- ①相談室等において来室する生徒の相談対応
- ②校内を巡回し、気になる生徒への声かけ、相談
- ③相談内容の共有・報告
- ④SC・SSWへの相談引継ぎ（必要に応じて）
- ⑤相談内容・件数の記録
- ⑥その他

### 5 資格について

資格の有無は問わないが、学校での勤務または相談業務の経験を有し、配置校の実情を理解している者。

## 児童生徒の問題行動・いじめ等生徒指導上の諸問題について

### 1 いじめ防止強化月間

三重県いじめ防止条例第18条第2項により、三重県では4月、11月を「いじめ防止強化月間」と定め、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめ根絶を目指した取組を推進している。

県の取組を受けて、鈴鹿市の小中学校においても、いじめ防止強化運動に取り組む期間を設ける。

#### 【いじめ防止強化期間】

期間:令和3年4月1日(木)~4月30日(金)

内容:○いじめの防止に向けた学級目標を設定するなどして、児童生徒一人ひとりが自らの行動を考える機会とする。

○令和2年度に取り組んだピンクシャツ運動にならって、ピンクの小物を身につける等して、「いじめ反対!」のメッセージを伝える活動に取り組む。

### 2 鈴鹿市いじめ防止基本方針の改定

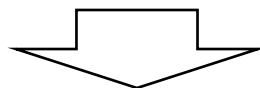
平成30年4月 三重県いじめ防止条例 施行

基本理念:いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題ととらえ、子どもに関わる全ての大人が意識を高め、社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組む。

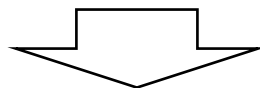
平成31年3月 三重県いじめ防止基本方針 改定

平成29年3月に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」及び、三重県いじめ防止条例の内容を基本とした改定。

「定期的な調査等に、虐待が疑われる記載等があった場合、保護者から開示請求されても、情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する」ことを明記している。



令和3年3月  
鈴鹿市いじめ防止基本方針を改定



各校の「学校いじめ防止基本方針」を改定



三重県では、いじめ防止強化月間に、いじめ反対運動  
「ピンクシャツ運動」に取り組んでいます。

鈴鹿市においても【ピンクの小物】等を身につけて「いじめ反対！」の  
メッセージを伝える活動に取り組みます。

ピンクシャツ運動の推進に御理解・御協力をお願いします。

こま 困ったときの相談窓口

《鈴鹿市の相談窓口》

- いじめSOSテレフォン 【TEL】 059-382-9250 (平日8:30~17:15)
- いじめSOSメール 【メールアドレス】 [ijime-sos@city.suzuka.lg.jp](mailto:ijime-sos@city.suzuka.lg.jp)
- こども人権相談 【TEL】 059-384-7422 (火~金8:30~17:15)
- 子どもに関する相談窓口 【TEL】 059-382-9140 (平日8:30~17:15)

《その他の相談窓口》

- いじめ電話相談 (三重県) 【TEL】 059-226-3779 (毎日24時間)

## 過剰な苦情や不当な要求等の対応について

### 1 要望・苦情等への初期対応の基本的な流れ

- ・ 保護者等に不安や不快感等を与えてしまったことをわびて気持ちを和らげる
- ・ 言い訳や反論をしないで話を真剣に聞く。
- ・ 要望・苦情等の内容の核心をしっかりと聴き取り，記録する。
- ・ 質問を投げかけて要望・苦情等の本質をつかむ。
- ・ 連絡方法を確認し，今後の見通しについて調整する。
- ・ 管理職等に速やかに報告する。

〔速やかに情報収集を行い，組織的に対応策等を検討する〕

### 2 鈴鹿市学校問題解決支援チームについて

学校問題解決支援チームは，学校に寄せられる要求や抗議等の対応において，その問題の本質や背景を把握し，問題の解決に資するとともに，双方の関係修復を行うための指導・助言等の支援を行います。また，必要に応じて関係機関や顧問弁護士と連携を図り，その対応について指導・助言を行います。

学校問題解決支援チームに専門職員として苦情対応の経験が豊富な者を配置しています。

### 3 スクールロイヤー制度について

スクールロイヤー制度とは，スクールロイヤー（児童生徒への教育上の配慮や管理職・スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など，学校の事情等に精通し，迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材）を活用し，学校を取り巻く様々な問題に関する相談や，法的及びケースワーク的観点に基づく助言を得ながら，適切な対応や取組を進めていく制度である。

三重県教育委員会では，「いじめ対策推進事業」として，三重弁護士会と連携し，学校や市町等教育委員会からの要請により法律の専門家である弁護士の派遣を行っています。今年度も行う予定がありますので，詳細が届き次第，学校に送付させていただきます。（5月頃の予定です。）

## コミュニティ・スクールの推進について

### 1 令和3年度の学校運営協議会の主な協議内容について

- (必須) 学校運営の基本方針の承認
- (必須) 学校関係者評価を生かした改善活動
- (1) 学力向上について
- (2) いじめ問題への取組について
- (3) 通学路の安全について
- (4) 学校の抱える課題について

### 2 本市の学校運営協議会推進の方向性

- (1) 地域による主体的・自主的な活動の具体化
  - 「協働型」コミュニティ・スクールへの発展
- (2) 中学校区を基本とする小中連携，小小連携
  - 途切れのない子どもの育成，学力向上，いじめ・不登校問題の未然防止
- (3) 地域づくり協議会との連携推進
  - 学校支援活動を地域づくり協議会の取組と関連させる

### 3 令和3年度の重点目標

- (1) 児童生徒の学習意欲や学力の向上につながる取組
- (2) 学校支援活動の充実に向けたボランティアの拡充
- (3) 委員の視点を大切にした学校関係者評価の実施
- (4) 地域づくり協議会との連携の推進

### 4 「協働型」コミュニティ・スクールを目指す重要な取組

支援型	連携型	協働型
地域（ボランティア）による学校支援活動が中心となって行われている。	学校・家庭・地域が子どもの教育課題を共有・協議し，学校づくりに参画する。	学校・家庭・地域それぞれが教育課題に対して主体的，具体的に取り組んでいる。

※「学校運営協議会」と「学校支援ボランティア」がコミュニティ・スクールの両輪となって，子どもたちの課題や教育環境の改善を進めることが重要です。



- (1) 【教育委員会】学校管理職，学校運営協議会委員，地域コーディネーター，若手教員を対象とした研修会等を計画的に実施する。
- (2) 【校長】学校運営協議会を通じて，コミュニティ・スクールの目的を保護者や地域の方に周知し，地域の子どもを育てる当事者としての役割等を確認する。
- (3) 【校長】教職員の認識を高めるための研修や説明等を実施する。
- (4) 【校長】地域コーディネーターを中心とした学校支援ボランティアの組織や活動等を充実させる。

## 5 学校運営協議会委員の報酬

【趣旨等】地方公務員法上の特別職の地方公務員として，設置者である教育委員会の責任において任命されることから，「鈴鹿市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」に基づき支給する。

【支給条件等】 ・1回の出席につき1,000円とする。(年度6回を上限とする)  
 ・鈴鹿市公務員及び辞退者には支給しない。

\*扶養の対象から外れる(配偶者控除の対象から外れる)事態に注意。

【請求】「学校運営協議会委員報酬支給対象者出席報告書」を開催月の月末に学校支援Gに提出する。※ 依頼文書は，改めて送付します。

学校運営協議会は，学校運営に対して一定の責任と権限を有する合議体であり，学校運営協議会委員は，設置規則，役割・立場，会議のあり方を理解していることが重要である。

【第1回学校運営協議会でのチェック項目例】

- 学校運営協議会委員は，校長を含め11名までで組織する。
- 学校運営協議会は，年間6回程度開催する。
- 学校運営協議会委員は，1回の会議で，1,000円の報酬が出る。
- 学校運営協議会委員は，特別職の地方公務員の身分を有する。
- 学校運営協議会委員は，教育委員会規則により守秘義務がある。
- 学校運営協議会は，「辛口の応援団」である。
- 学校運営協議会は，委員の意見を聞く協議の時間を大切にする。
- 学校運営協議会委員長は，協議会を招集し，議事をつかさどる。

## 6 コミュニティ・スクール推進コーディネーター

教育支援課：杉谷直俊 安藤義和

※ 可能な範囲で学校運営協議会に出席します。

## 「人権教育を取り巻く諸情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～

＜文部科学省初等中等教育局児童生徒課から＞ 各校へ 3 月 15 日に送付済

学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成 20 年 3 月)策定後の学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成したもの

### 【概要】

はじめに

#### I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進

##### (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

人権教育と新学習指導要領(社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善)やGIGAスクール構想について、第三次とりまとめとの関係性を記載。

##### (2) 人権尊重の理念に立った生徒指導

人権教育と生徒指導提要などについて、第三次とりまとめとの関係性を記載。

##### (3) 人権尊重の視点に立った学校経営や学校づくり

人権教育と学校の働き方改革や組織的な取組について、第三次とりまとめとの関係性を記載。

#### II. 人権教育をめぐる社会情勢

##### 1. 国際社会の主な動向

第三次とりまとめ策定後の主な動向(人権教育のための世界計画、人権教育及び研修に関する国連宣言、SDGs)を記載。

##### 2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

###### (1) 子供の人権

第三次とりまとめ策定後の主な動向(いじめ、不登校、児童虐待等に関する立法措置等)を記載。

###### (2) 子供以外の個別的な人権課題

第三次とりまとめ策定後の主な動向(北朝鮮当局による拉致問題、障害者虐待、障害を理由とする差別、ヘイトスピーチ、再犯防止、部落差別、インターネット上の誹謗中傷、アイヌの人々、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症に関する立法措置等)を記載。

参考資料 学習指導要領における主な関係記述の例、人権教育の実践事例、法律等の抜粋や関係文書、通知等を収録。

## 2021（令和3）年度 人権教育関係研修会等の予定について

## 1 鈴鹿市教育委員会関係

研修会・研究会・事業名	期 日	開催校・実施校等
中学校区人権教育研究推進(研究発表)	10月22日(金) 11月12日(金)	鼓ヶ浦中学校区(鼓ヶ浦小) 鈴峰中学校区(深伊沢小)
人権教育研修講座(全4回)	6月24日(木) 7/29(木)予備日30(金) 8月19日(木)AM 8月26日(木)PM	一ノ宮団地解放センター2F ジェフリーすずか 市役所1203 市役所1203

## 2 三重県教育委員会関係

研修会・研究会名	期 日	開催地・会場
人権教育管理職研修会	5月17日(月)～ 6月18日(金)	「ネット de 研修」を活用した 動画配信研修
人権教育推進委員会等代表者研修会 【各校担当者1名が出席】	7月1日(木)	県鈴鹿庁舎
子ども支援ネットワーク・アクション事業	令和3年度	鈴峰中学校区
人権学習指導資料等の活用のための 講座(「活用講座」)	8月4日(水) 8月5日(木) 8月19日(木) 12月24日(金)	三重県人権センター

## 3 北勢地区人権・同和教育研究発表会

校種	地 域	発表校	期日
小学校	員弁郡	東員町立笹尾西小学校	11月5日(金)
中学校	四日市市	四日市市立楠中学校	11月17日(水)

## 4 鈴鹿市人権・同和教育研究協議会, 三重県人権教育研究協議会等

研究会名	期 日	開催地
第44回鈴同教実践研究大会	8月24日(火)	文化会館 他
<b>第55回三重県人権・同和教育研究大会</b>	<b>10月16日(土),17日(日)</b>	<b>鈴鹿市・亀山市</b>
第34回「せいかつ」実践交流会	6月11日(金)	県総合文化センター
第72回全国人権・同和教育研究大会	11月13日(土),14日(日)	新潟県(上越市・妙高市)

## 5 鈴鹿市人権教育関係各種会議

会議名	期 日	場所
人権教育推進担当者会(各校担当者)	4月27日(火)	市役所1203
中学校区人権フォーラム担当者会(各校区1名)	2月15日(火)	市役所502
中学校区事務局校代表者会議(各校区1名)	2月25日(金)	市役所502

# 人権教育にかかる事業や研修講座について

## 1 2021（令和3）年度 中学校区人権教育研究推進事業

### （1）目的

鈴鹿市では、「鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育」を基本理念に据えている。その中で、「差別の現実には深く学び、人権問題を自己の生き方と深く関わる重要な問題にとらえ、積極的な実践や行動を通して差別をなくそうとする主体的な人間づくり」をめざし、人権教育の充実に取り組んでいます。

各中学校区・各学校が自校・校区の実態をふまえた上で、人権教育を推進するための体制を整え、人権教育カリキュラムの実践と見直しを行いながら、子ども一人ひとりの人権が尊重される人権感覚あふれる学校・地域づくりの一層の充実を図る。

### （2）対象 各中学校区

### （3）予算 各中学校区5千円（ただし、県等の事業で予算措置がある場合は配当しない）

### （4）重点課題

- ① 中学校区人権教育カリキュラムに基づいた人権教育授業実践
  - ・子ども、保護者、地域の実態からの出発
  - ・仲間づくりを土台とした個別的な人権問題の解決に向けた取組の充実
- ② 人権尊重の地域づくりをめざした保護者・地域との連携

### （5）内容

- ① 中学校区人権教育連絡協議会
  - ・事務局校代表者を中心に、各校の中学校区担当で構成する。
  - ・各校（園）の子どもや保護者・地域の実態を出し合い、課題を明らかにすし、テーマを設定して取り組む。
  - ・人権教育カリキュラムに、仲間づくりを土台とした個別的な人権問題の解決に向けた取組を位置づけ、実践・検証・見直しを行う。
  - ・校区の人権教育研究推進の計画書策定・実施・報告を行う。
- ② 子ども人権フォーラムすずか
  - ・中学校区の人権フォーラム代表者および各校の人権フォーラム担当者を中心に、中学校区単位で子ども人権フォーラムを開催する。
  - ・参加の対象は、小学6年生と中学生とする。
- ③ 授業実践研究
  - ・各中学校区において、人権教育カリキュラムにもとづき、授業実践交流（授業公開）および事後の研究協議に取り組む。
  - ・令和3年度は、鈴峰中学校区（深伊沢小学校）と鼓ヶ浦中学校区（鼓ヶ浦小学校）においては、鈴鹿市全体に対して案内を出し、授業公開・事後検討会を行う。

## 2 令和3年度 人権教育研修講座

鈴鹿市人権教育センターでは、令和3年度は、鈴鹿市の人権教育課題をもとに、以下の4つの人権教育研修講座を開設します。対象は、いずれも管理職を含む全教職員です。積極的な受講へのご配慮をお願いします。

なお、現時点で確定していない内容につきましては、詳細が確定した段階で各校・園に改めて案内します。

### 《令和3年度 人権教育研修講座 案内》

- 【第1回】 日 時 6月24日（木） 16:00～17:00  
場 所 解放センター2F 生活改善室  
講座名 (仮)「子どもの権利条約」  
講 師 宮崎 浩成 さん（三重県人権教育研究協議会事務局員）
- 【第2回】 日 時 7月29日（木）午後 …予備日30日（金）午後  
場 所 (仮) ジェフリーすずか ホール  
講座名 (仮)「すべての教育の中で人権教育を進めるために（人権教育サポートガイドブックⅠ・Ⅱの活用）」  
講 師 未定（三重県教育委員会人権教育課 調査研修班）
- 【第3回】 日 時 8月19日（木） 9:30～12:00  
場 所 市役所12F 1203  
講座名 (仮)「人権問題を自分事に」  
講 師 原田 朋記 さん（ヒューリアみえ）
- 【第4回】 日 時 8月26日（木） 13:30～16:30  
場 所 市役所12F 1203  
講座名 (仮)「部落史をどう教えるか」  
講 師 西 繁 さん（元白子中校長）  
田中 仁 さん（元同和教育専門員）

## 3 人権教育アドバイザーの活用について

各校・園の人権教育の推進を図るため、退職教員等に人権教育関係の研修会や講演会の助言者、講師等として人権教育アドバイザーを活用する。

### ○講師（令和3年4月現在）

元学校長 西繁さん 元学校長 臼杵伸子さん 元学校長 藪田雅司さん

### ○方法

教育支援課子ども支援グループまで電話で申し込む。 TEL 059-382-9055



教育支援課の担当者が講師と日程調整後、各校に連絡する。

### ○その他

- ・講師の都合により、対応できない場合もあります。
- ・これまで通り、人権教育関係の公開授業等の助言等の依頼は、人権教育センター、教育支援課にお問合せください。基本的に人権教育センター職員等が対応しますが、内容や希望日時等により、上記の講師の方を紹介させていただく場合もあります。

## 中学校区人権教育研究推進(研究発表)等について

### 1 目的

中学校区の人権教育カリキュラムに基づく実践研究の一環として、人権教育の研究発表並びに授業公開を鈴鹿市全体におこない、全市的な人権教育の向上を図る。

### 2 内容

- 単年度に2中学校区から各1校、研究発表並びに授業公開を行う。
- 原則として研修を重視し、全体会でのあいさつ等はおこなわない。
- 研究授業は5限目におこない、その後事後検討会をもつ。
- 研究内容の説明のための資料並びに指導案は、必要最小限の量とする。(A4用紙10枚以内を原則)

### 3 輪番表

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
大木中校区			大木中					○			
天栄中校区			天名小					○			
創徳中校区				飯野小					○		
千代崎中校区				千代崎中					○		
白鳥中校区					石薬師小					○	
白子中校区					白子中 中学校区					○	
鼓ヶ浦中校区	鼓ヶ浦中					鼓ヶ浦小					○
鈴峰中校区	鈴西小					深伊沢小					○
平田野中校区		平田野中					平田野中				
神戸中校区		河曲小					○				

### 4 その他の研究発表会等

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
北勢同研 (鈴亀指定校)	亀山市 (中部中)	亀山市 (加太小)		鈴鹿市 (白子中)	鈴鹿市 (石薬師 小)		鈴鹿市 (平田野 中)	鈴鹿市 (小)		鈴鹿市 (中)	鈴鹿市 (小)
(県)人権教育総合 推進地域事業 (県)指定校事業	鼓ヶ浦中 (中学校 区)	平田野中 (中学校 区)	平田野中 (中学校 区)	白子中 (中学校 区)	白子中 (中学校 区)						
鈴教研委託 発表予定		清和小 郡山小 平田野中 加佐登幼	国府小 稲生小 創徳中 玉垣幼	白子小 庄野小 白子中 椿幼	神戸小 栄小 鼓ヶ浦中 栄幼	河曲小 天名小 天栄中 神戸幼	鈴西小 鼓ヶ浦小 神戸中 国府幼	若松小 一ノ宮小 白鳥中 旭が丘幼	椿小 牧田小 千代崎中 箕田幼	愛宕小 石薬師小 大木中 白子幼	桜島小 箕田小 鈴峰中 飯野幼
(県)子ども支援 ネットワーク ・アクション事業						鈴峰中 (中学校 区)					

※今までに(県)人権教育総合推進地域事業を受託した中学校区…神戸中,千代崎中,大木中,鼓ヶ浦中,平田野中,白子中  
 ※「子ども支援ネットワーク・アクション事業」は平成28年度～平成30年度県委託事業であった「子ども支援ネットワーク・グロウイングアップ事業」を発展させた県委託事業であり、市で1中学校区のみ実施

※北勢同研発表校については、上記3輪番表をもとにする。

# 令和3年度「子どもの人権ネットワーク2021」について

## 1 実施目的

いじめや差別などの人権問題を自分の問題としてとらえ、主体的に考え、自らを見つけて行動しようとする子どもの育成を図る。

## 2 めざす子どもの姿

- 自分を豊かに表現できる子
- 人とのかかわりを通して、様々な人の思いや願いを受けとめられる子
- 差別をなくしていくために自分や仲間とともに高まっていく子
- 自分たちの経験や思いを出し合い、いじめや差別のない社会をつくろうとする子

## 3 対象

市内中学校に在籍する生徒 [ 2020年度 3校から17名の生徒が活動 ]

## 4 会場

鈴鹿市人権教育センター [ 鈴鹿市一ノ宮町500-46 TEL 384-7411 ]

## 5 内容

- 集った仲間が様々な人との出会いや体験活動を通し、自分の思いを語り合うことで自分自身を振り返ったりしながら、仲間とのつながりを大切にしていく。
- 生徒会研修会などの機会をとらえて人権劇やメッセージを発表し、いじめや差別をなくすために自分たちの活動を通して培った思いを発信する。
- 反差別の思いを発信していくことで、いじめや差別のない学校をともにつくろうとする仲間を広げていく。

## 6 スタッフ

鈴鹿市人権教育センター職員 及び 市内中学校教員

## 7 日程

原則 : 木曜日 19:00～20:30 (年間 18回程度)

## 8 参加希望者の集約と報告について

- ①人権教育センターから市内各中学校に案内チラシを届けます。
- ②各学級でチラシを配付し、参加希望生徒は申込書に必要事項を記入し提出します。
- ③中学校で参加希望生徒を取りまとめ、人権教育センターに報告をお願いします。

## 9 その他

- ◆ 生徒の移送については、保護者の協力が必要となります。
- ◆ 後日、案内チラシを各校に配付します(5月中旬を予定)。

## 学校・園における差別事象について

### 1 差別事象に対する取組について

学校・園や地域社会において、部落差別、障がい者差別、外国人差別など、様々な差別の解消を図ることは、行政の重要な責務であり、市民一人ひとりが取り組む重要な課題です。とりわけ学校教育は、自己や他者を尊重し、人権問題を解決する行動力のある児童生徒を育てる重要な役割を担っています。また、2016年に差別を解消することを目的に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の差別解消3法が施行されており、法の趣旨を理解し差別のない社会の実現が求められております。

差別事象は、差別意識の表面化であり、差別意識が社会意識として存在しているということを踏まえながら、差別事象をとらえていかなければなりません。個人が引き起こした差別事象・差別行為であっても、その人個人の問題にとどめず、個人を取り巻く多くの人々、そして個人が所属している組織や集団（学校・園や学級、地域社会など）の問題としてとらえなければなりません。

差別事象にかかる課題解決の取組は、「初期対応」と「初期対応以降の取組」が重要で、学校だけでなく市や県の教育委員会も連携して取り組む必要があります。  
つきましては、今年度から差別事象に関する報告書について「初期対応」と「初期対応以降の取組」の提出をお願いいたします。

#### 報告する差別事象について

- 「差別事象」とは、三重県人権教育基本方針に記載されている個別的な人権問題についての人権侵害事象（発言・行為・落書・電子媒体等）をさし、別紙に沿って取組を実施し、報告する。
- いじめについては、その背景に人権問題が認められた場合に差別事象として扱い報告する。

#### (1) 差別事象発生直後の対応(初期対応)について

差別事象は、許されない人権侵害です。しかし、差別事象が報告されるということは、児童生徒・教職員がそれ見過ごさず、差別事象と捉え告発するといった人権意識や行動力があつたということでもあります。差別事象から明らかになった課題の解決を行うとともに、差別事象を契機に、自校・園の人権教育の取組を見つめ直し、取組を推進していくことが重要です。

- ① 差別発言等の場合は、被害者の心情への心のケアを最優先させるとともに、問題点を指摘し、的確な指導を行い、関係教職員へ状況を報告する。
- ② 差別落書きの場合は、直ちに落書きを覆い、保存し、報告を行い、関係者立ち合いのもと、現場確認をした後、消去する。
- ③ 速やかに電話等で人権教育センター（TEL 384-7411）、教育支援課（TEL 382-9055）まで概要を報告し、7日以内に報告書①を(様式1)により教育支援課へ提出する。



- ④ 緊急で校内の関係教職員による会議をもち、情報共有と協議（指導の方向性・聞き取り内容及び体制）を行うなど、組織的に対応する。
- ⑤ 関係園児児童生徒はもちろん、周囲の園児児童生徒からも、発生状況や認識等の詳しい聞き取りを行う。
- ⑥ 関係児童園児生徒の保護者に、家庭訪問等により事象の内容や以降の学校の取組を伝える。また、取組への協力を依頼する。
- ⑦ 学活・集会等で「〇〇はいけない」式の指導のみを行ったり、表面的な謝罪をさせて済ませたりするなど、短絡的な指導によって、差別意識を温存・助長することにならないようにする。

## （2）初期対応報告以降の取組について

初期対応の報告後、その事象の事実を確認・把握し合いながら、共に学習・協議する機会をもつことが、社会的な解決に向けた取組を進めることにつながっていきます。当該校・園においては、教育支援課・人権教育センターや関係機関と連携しながら、それぞれが問題解決の主体者としての自覚を持ち、取組を進めてください。

- ① 事象の差別性、事象発生の要因・背景等事象の分析を行う。
- ② 分析をもとに、課題を明確化する。
- ③ 課題解決のための短期的、中・長期的な取組を策定・実施する。
- ④ 短期的、中・長期的な取組を策定した時点(1ヶ月以内)で、報告書②を(様式2)により教育支援課へ提出する。
- ⑤ 取組の結果は、校内人権教育部会等で報告し、共有を行う。

## （3）報告以降について

必要に応じて、人権教育センター職員等が学校・園に訪問等させていただき、取組の進捗や結果の聞き取り、助言等をさせていただきます。

(様式 1)

〇〇〇 第 〇 号  
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校  
校長 〇〇〇〇 印

差別事象に関する報告書①  
〔初期対応報告〕

次のとおり、〇〇〇差別事象が発生しましたので、報告いたします。

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 事象の概要  
○事象関係者の状況〔児童生徒、教職員〕(通報を含む)
- 4 事象発生直後の対応(初期対応)  
○発生時の問題点の指摘及びケア・指導  
○関係教職員による情報共有方法と共有内容  
・対応の体制・指導の方向性・聞き取り内容の確認・役割分担 等  
○発生状況や認識等の聞き取り  
○家庭訪問等による保護者等への報告・反応・連携  
○市教育委員会への報告・相談

(様式 2)

〇〇〇 第 号  
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校  
校長 〇〇〇〇

印

差別事象に関する報告書②  
〔初期対応以降の取組報告〕

1 事象の分析

- ・事象発生 of 要因・背景 (その言葉等を知った経緯, 関連する個別的人権課題に係る学習状況, 対象児童生徒の置かれている状況 等)
- ・差別性についての考察

2 解決すべき教育課題

- ・分析から把握できた教育課題
- ・自校の人権教育 (人権教育推進計画, 人権教育カリキュラム, 日々の取組等)
- ・初期対応についての振り返り

3 課題解決に向けた取組

①短期的取組

- ・要因や背景等をふまえた当該差別事象への具体的な取組 (学校, 家庭・地域との連携)
- ・当該人権問題に係る教職員研修

②中・長期的取組

- ・短期的取組以降の関係園児児童生徒を中心とした実態把握
- ・人権教育推進計画や人権教育カリキュラムへの反映と実践
- ・いじめや差別を許さない仲間づくりの見直し
- ・教育活動全般の見直し
- ・教職員研修
- ・次年度推進計画やカリキュラムへの反映

## 子どもの権利条約にかかる学習機会について

### 1 子どもの権利条約の概要 ～4つの柱～

#### 「生きる権利」

- 国や性別、考え方や障がいなどによって差別をされない。
- 命が守られ、成長・発達することができる。
- 病気や怪我をした時に治療を受けることができる。

1989年 第44回国連総会で採択  
1990年 発効  
1994年 日本において批准

#### 「育つ権利」

- 教育を受け、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができる。
- 人格や能力が最大限に尊重され、親や家族と一緒に生活することができる。
- 休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加することができる。

#### 「守られる権利」

- 親からの暴力や虐待、放任、搾取、有害労働などから守られる。
- 障がい等のある子どもなどは特に守られる。
- プライバシーや名誉などが守られる。

#### 「参加する権利」

- 自由に意見を表したり、自由な行動を行ったりすることができる。
- 色々なことを伝えたり、自由に表現したりすることができる。
- 自由に集まり、会等をつくったり、参加したりすることができる。

### 2 子どもの権利条約を学習する意義

児童虐待、いじめ、子どもの貧困等を始め、子ども・子育て等を取り巻く状況が複雑化・多様化し、社会問題化している現状がある。

⇒いじめ防止対策推進法（H25） 児童虐待防止法の改正・児童福祉法の改正（H28）

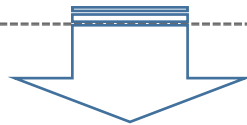
子どもの貧困対策の推進に関する法律改正（R1）

○子どもの権利条約＝ 児童に関する全ての法令の基本

### 3 鈴鹿市教育振興基本計画（令和2年度～令和5年度）

#### 【基本事業 5-1 人権教育】 学校・幼稚園における人権教育の推進【重点】

- ・学校、幼稚園では、子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。
- ・中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、それぞれの地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図ります。
- ・中学校区子ども人権フォーラムを開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進めます。
- ・人権教育の取組を、積極的に家庭・地域に発信します。
- ・学校では、子どもの権利条約について学習する機会を位置づけます。



### 4 今年度の取組

各校の人権教育カリキュラム、中学校区人権教育カリキュラム等に子どもの権利条約についての学習を位置づけ、教科（社会科等）、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施する。

## 通学路の安全確保について

### 1 通学路の指定

本市では、「交通安全」「防犯」「防災」の3つの観点で、学校が保護者や自治会、学校運営協議会等と連携して通学路の調査等を行い、安全性を考慮した上で、校長が通学路を指定することとなっています。

### 2 鈴鹿市通学路交通安全プログラム

鈴鹿市通学路交通安全プログラムとは、通学路の安全確保及び危険箇所の改善を継続的に実施するために、通学路の総合的な安全対策の基本方針を定め策定したものです。鈴鹿警察署、国・県・市の道路管理者、教育委員会が連携協力して合同危険箇所点検を行ったり、関係部署による安全対策等を実施したりしています。

#### 基本的な年間計画

- 5月 第1回通学路危険箇所合同点検連絡会議…現状等の情報共有
- 6月 小学校における危険箇所点検
- 7月 中学校における危険箇所点検
- 7月 第2回通学路危険箇所合同点検連絡会議…学校からの情報整理・共有
- 8月～11月 合同危険箇所点検
- 11月 第3回通学路危険箇所合同点検連絡会議…合同点検実施箇所の対策検討
- 2月 第4回通学路危険箇所合同点検連絡会議…今年度の対策状況共有

### 3 交通安全施設要望書（安全対策の実施に向けて）

- (1) 交通安全施設等の設置や修繕等の要望は、自治会会長名で「交通安全施設要望書」を作成し、交通防犯課に提出します。
- (2) 交通防犯課に提出された要望書は、申請の内容により、警察署や県・市の道路管理者等に振り分けられ、関係部署で検討され可能な範囲で対策が実施されます。

※ 申請者の欄に校長連名で提出していただくことも可能です。

#### 4 開発行為にかかる通学路の安全対策について

通学路沿いや近辺での開発行為（宅地分譲，太陽光発電施設の設置等）については，都市計画課から教育支援課へ情報提供があります。教育支援課では，早急に関係小中学校へメールで情報提供をしております。

つきましては，関係小中学校では以下の内容に留意して対応願います。

- (1) 開発業者が学校を訪問しますので，管理職が対応し工事期間や通学路の安全対策等について確認をしてください。また，受付日時や担当者も記録してください。
- (2) 開発行為の開始日を受けた時点と開発行為が始まる直前に，学校だよりや学校メール，HP等を通じて，保護者や地域の方々へ周知してください。
- (3) 関係する通学路を通る児童生徒には，事前に開発箇所の説明や安全指導の徹底をお願いします。

#### 5 まもってくれてありがとう運動について

令和3年度も，四季の交通安全運動と関連して，鈴鹿地区交通安全協会による「まもってくれて ありがとう運動」が実施されます。

各期間，モデル校を中心に，横断歩道を渡り終えた児童が会釈してお礼の気持ちを示すことで，運転手側に「止まらなければ」という気持ちを起こさせ，歩行者優先のルールへの遵守を浸透させ，交通事故の減少を図る取組となります。

実施期間	モデル校
春（4月6日から4月15日）	井田川小
夏（7月11日から7月20日）	
秋（9月21日から9月30日）	栄小，深伊沢小
冬（12月1日から12月10日）	

## 1 校則について

文部科学省が示す生徒指導提要において、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「学校の決まり」「生活の決まり」、中学校では「校則」「生徒心得」などと呼ばれています。

## 2 校則の根拠法令について

校則について定める法令の規定はありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動等に一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

## 3 校則の内容について

校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなります。そのなかで、しつけや道徳、健康などに関する事項で細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられています。

<校則の例>

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車の使用など）
- ・服装、髪型に関するもの（制服、頭髪、身だしなみについてなど）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭など）
- ・欠席や早退の手続き
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊びなど）

## 4 校則の見直しについて

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容を定期的に見直す必要があると考えます。

見直しの視点は、

- 児童生徒の実情、社会の情勢に合っているか
- 合理的配慮がなされているか 等

特に、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（令和3年4月1日施行）を踏まえ、制服や頭髪等の規定から「男子」「女子」という記載をなくしていく等、性の多様性に配慮した見直しが必要。

校則の内容の見直しは、最終的に教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTA にアンケートをしたり、学校運営協議会の議題に挙げたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加して、校則の見直しを学校づくりに活かすことが大切です。そうすることにより、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

## 5 生徒会研修会について

- 5月：生徒会担当者に、昨年度からの校則の見直しについて各校の還流
- 10月：生徒会担当者会にて、今年度の校則の見直しについての取組を交流
- 12月：生徒会研修会にて、生徒会における校則見直しの取組について発表



# 三重県交通安全条例 が制定されました。

## 自動車等運転者の責務



## 歩行者の責務



## 自転車運転者の責務



## 自転車損害賠償 責任保険等への 加入義務化!

令和3年10月1日～

- 自転車運転者（未成年者を除く）
- 保護者（監護する未成年者が自転車を運転する場合）
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者



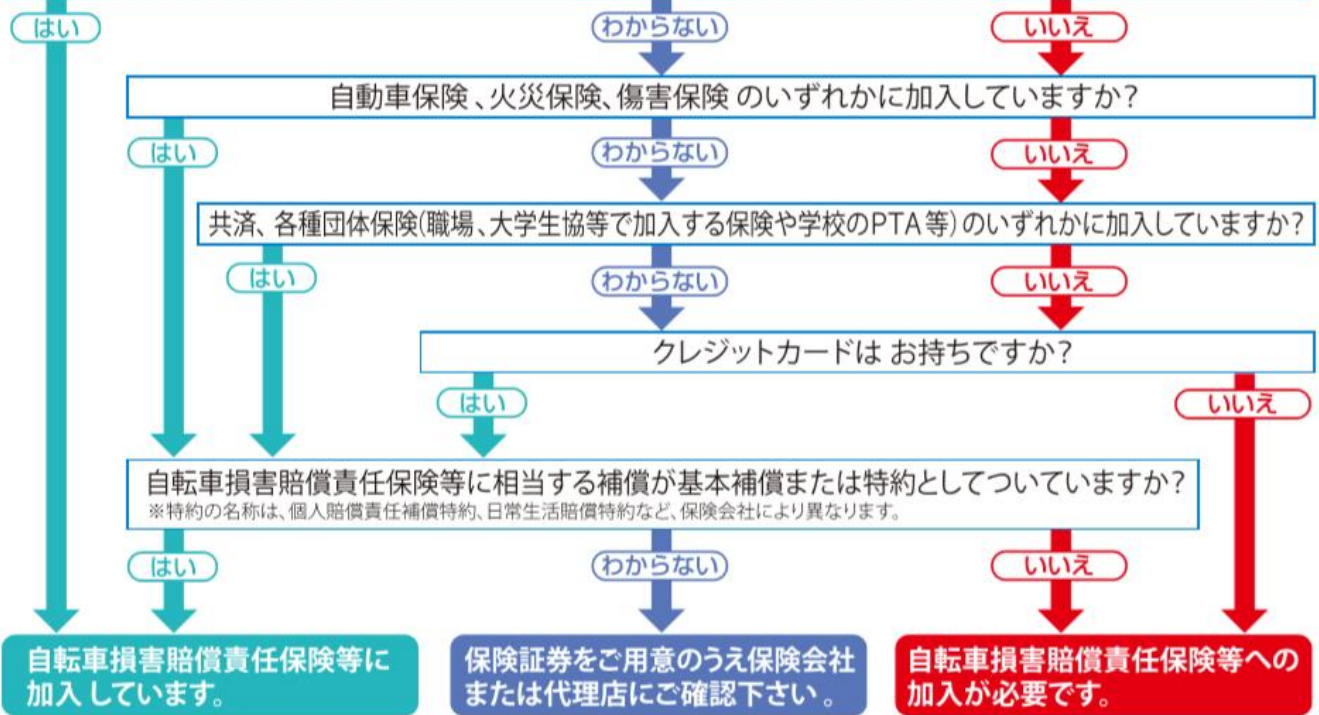


# 自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシート

自転車損害賠償責任保険等の加入状況をチェックしてみましょう!

自転車運転中の事故により他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を賠償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか？

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。(ただし、点検日から1年以内のものに限る)



## 〈自転車損害賠償責任保険等の主な種類〉

### ■日常生活での賠償責任保険等(個人向け)

保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口の保険
共済		各種共済
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

### ■業務中での賠償責任保険等(事業者向け)

保険の種類	保険の概要
施設賠償責任保険(名称は施設所有管理者賠償責任保険等、保険会社によって異なる)	業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

自転車損害賠償責任保険等への加入義務を含む詳細は



## 教育支援課の出前講座について

### 1 趣旨

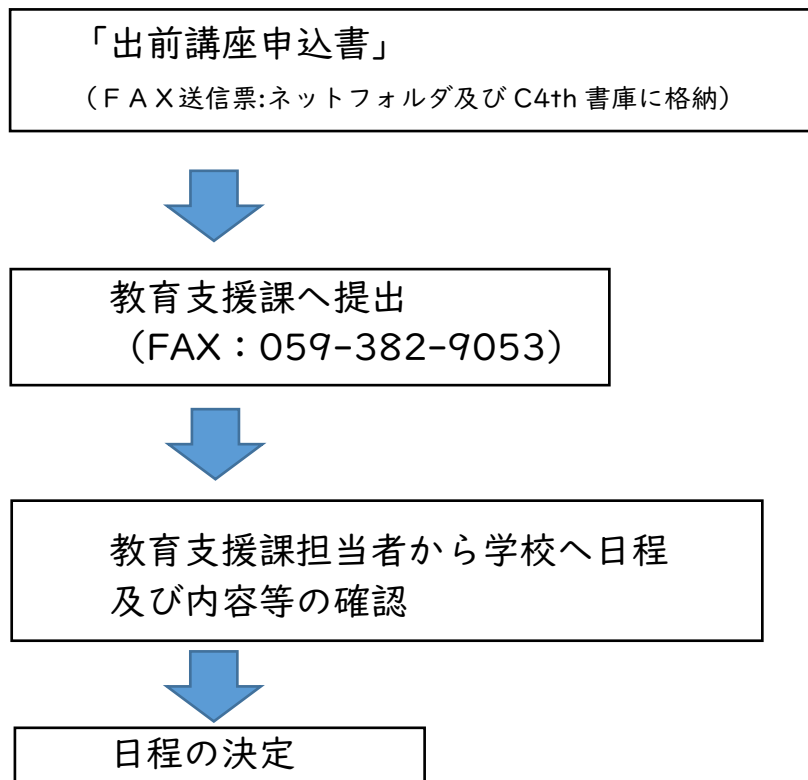
学校や保護者、地域からの要請を受けて、児童生徒や保護者を対象に下記の内容の範囲で教育支援課職員が講師として出前講座を実施し、問題行動の未然防止、規範意識の向上、安全安心に向けた機運の醸成等を図ります。

### 2 開設講座内容

- (1) 携帯電話・インターネットの正しい使い方教室
- (2) 万引き防止教室
- (3) 薬物乱用防止教室
- (4) 連れ去り防止訓練
- (5) 不審者侵入対応訓練

※ その他、生徒指導に関係する内容の出前講座については、学校と相談の上、可能な範囲で実施いたします。

### 3 出前講座の申し込みの流れ



### 4 その他

- ◇ 土曜日の教育活動における出前講座の受付は行いません。
- ◇ パソコン、ビデオプロジェクター、スクリーン、マイク等の準備を依頼することがあります。



## 発達・知能検査について

### 1 検査を勧める上で留意すること

- ・検査結果だけで障がいの有無をいうことはできない。
- ・目的（何を知り、どう活用するのか）を説明し理解を得る。
- ・検査結果から分かることは、子どもの一側面に過ぎない。
  - ・検査には誤差がある。（子どもの状態、検査者との相性等）
- ・「知能」には様々な定義があり、一義的に規定することは難しい。
- ・「全検査IQ/発達指数DQ」はその子の学力ではない。
- ・子ども（小学校高学年以上）へも説明することが望ましい。

### 2 検査ではわからないこと

- ・子どもを心理面から分析するものではない ⇒ 子どもの心理面は分からない
- ・発達の特性を判定するものではない ⇒ 発達障がい・LD（学習障がい）等であるかどうかは分からない
- ・現時点での子どもの認知特性を分析する ⇒ 以前の結果と比較し、成長の度合いを知ることに馴染まない

### 3 検査結果を活用した「気になる子」への支援

- ・その子の「強み」を生かし「弱み」を補う工夫・手立てを考える。
- 「すずかっ子支援ファイル」の活用⇒PDCAサイクルを回すことでより効果的な支援へ

### 4 WISC-IV知能検査について

①対象年齢 5歳0か月～16歳1か月

②検査からわかること

- ・「知的能力の一側面」, 「全検査IQ」, 「現在の認知特性」等が分かる。
- ・全検査IQ (FSIQ) と4つの指標得点 (言語理解指標: VCI, 知覚推理指標: PRI, ワーキングメモリー指標: WMI, 処理速度指標: PSI), 検査中の様子や反応の観察等により, 子どもの認知特性を分析する。

### 5 新版K式発達検査2001について

①対象年齢 0歳～成人

②検査からわかること

- ・「発達の遅れや偏り」, 「発達指数DQ」, 「知的能力, 身体運動能力, 社会性の発達」等が分かる。
- ・全領域 (発達指数: DQ) と3つの領域 (「①姿勢・運動領域」, 「②認知・適応領域」, 「③言語・社会領域の3つ領域」), 検査中の様子や反応の観察等により, 子どもの発達状況や行動特性等を分析する。



# みんなで守ろう子どもの笑顔

## 『虐待かも・・・』と思ったら



通告者の情報が本人に漏れたり、通告の責任が問われることはありません。  
虐待であるかどうかの判断よりも、子どもの生命や権利を守ることを優先して、ためらわず通告してください。

相談(通告)は子どもたちと保護者への**支援のスタート**です

### 虐待の発見・気づき



### 虐待の疑い 通告



**緊急!** 生命や安全に直ちに關わる時

相談・連絡

重度・緊急時

夜間・休日

通報

子ども家庭支援課  
☎ (059) 382-9140

鈴鹿児童相談所  
☎ (059) 382-9794  
☎ (059) 347-2052

鈴鹿市役所  
☎ (059) 382-1100

鈴鹿警察署  
☎ (059) 380-0110  
または 110 番通報



## フォローのための児童観察について

### 就学後フォローについて

#### 1 目的

令和元年度5歳児健診において受診した児童を対象に学校を訪問し、様子を把握することや、学校関係者と児童の状況についての情報交換等を行うことを通して、児童のスムーズな就学を支援します。

#### 2 対象校 市内小学校30校

#### 3 実施時期（年3回の予定）

1学期（4月～5月）、2学期（9月～11月）、3学期（1月～2月）  
学校（教頭先生）に、子ども家庭支援課職員より日程調整の連絡をさせていただきます。

#### 4 観察について

（1）座席表等の準備をお願いします。

※1年生全員を観察しますので、1年生全学級分の座席表をお願いします。

（2）引継ぎ支援会議後のフォロー観察を兼ねています。

（3）児童や家庭について、情報共有をさせていただきます。

（4）子ども家庭支援課の案内プリントの配付の御協力をお願いします。

1年生全員に配付をお願いします。

#### 配付するプリント（小学校1年生全員の保護者宛）

小学校1年生の保護者様

このたびは、お子さんの小学校へのご入学おめでとうございます。

鈴鹿市では、5歳児健診とその後のフォロー観察を通して、お子さん一人ひとりが、スムーズな就学やその後の充実した学校生活へとつながるよう、取組を進めております。

その取組の一環として、子ども家庭支援課職員が学校を訪問させていただきました。

入学後のお子さんの様子で、もし気がかりなことや心配なことがありましたら、在籍されている学校へご相談いただくとともに、子ども家庭支援課でも相談を受けておりますので、いつでもご利用ください。

お子さんの健やかな成長を祈念しております。

【お問い合わせ・ご相談はこちらまで】

鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課 TEL：382-9140

## 引継ぎ支援会議後のフォローの実施について

### 1 目的

令和2年度に引継ぎ支援会議を実施した生徒の学校を訪問し、対象生徒の様子を把握することや、情報交換等を行うことを通して、対象生徒のスムーズな進学を支援します。

### 2 対象者 令和2年度に引継ぎ支援会議を実施した生徒（中学校）

### 3 実施時期

4月から6月（予定）

学校（教頭先生）に、子ども家庭支援課職員より日程調整の連絡をさせていただきます。

### 4 内容

子ども家庭支援課職員が、対象生徒の在籍する各中学校を訪問し、対象生徒の観察、必要に応じ情報交換等をさせていただきます。

### 5 その他

- ・対象生徒の保護者宛に子ども家庭支援課が学校を訪問したことを伝える文書を用意しますので、配付のご協力をお願いします。
- ・対象生徒以外についても、必要に応じ、情報交換を実施させていただきます。

#### 配布するプリント

（引継ぎ支援会議に子ども家庭支援課が参加した生徒の保護者宛）

「引継ぎの支援会議」を実施されたお子さんの保護者様

このたびは、中学校への進学おめでとうございます。

鈴鹿市では、進学により大きく環境が変わったお子さんが、スムーズに環境になじみ、充実した学校生活を送れるよう、各学校を訪問し「途切れのない支援」に向けた取組を進めております。

子ども家庭支援課職員が学校を訪問させていただきました。進学後のお子さんの様子で、もし気がかりなことや心配なことがありましたら、在籍されている学校へご相談いただくとともに、子ども家庭支援課でも相談を受けておりますので、いつでもご利用ください。

今後のお子さんの健やかな成長を祈念しております。

【お問い合わせ・ご相談はこちらまで】

鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課 TEL：382-9140

- 1 「すずっこスクエア」について
- 文部科学省と厚生労働省から出された「トライアングル」プロジェクトの取組として、令和元年度7月に開所しました。(旧一ノ宮幼稚園舎を利用)
  - 小学校に就学後の児童については、教育指導課から学校へ、未就学の児童については、子ども家庭支援課から幼稚園・保育所(園)等に、当日の活動の様子をお伝えします。
  - 保護者相談については、臨床心理士・保健師・教員・保育士等が対応することができますので、福祉の分野から教育の分野まで相談に応じることが可能です。  
※福祉のサービス(療育センター・放課後等デイサービス等)の紹介、療育手帳の手続きの仕方の情報提供や就学相談等の教育相談を行っています。
  - 小学校入学後の集団生活を想定し、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を取り入れた活動を行っています。小集団での活動を通じて、「指導者の指示に応じて行動する力」「提示された見通しの中で活動する力」「聞く・見る力」等をつけていくことを狙いとしています。

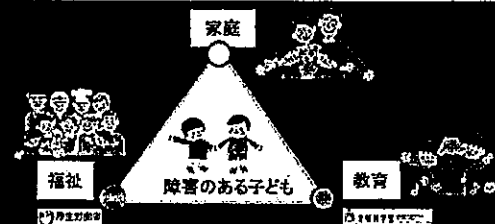
2 「すずっこスクエア」のプログラムの例

具体的な活動内容児童の活動メニュー(昨年度の一例)	
<p>《開始前》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本の読み聞かせ (落ち着いて、静かな状態でスタートを待つ)</li> </ul> <p>《活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①活動の約束・スケジュールの確認 (約束=良い姿勢・おロチャック・手をあげてからお話しましょう等)</li> <li>②見る活動 (注視, お手玉が落ちたタイミングで手を叩く等)</li> <li>④クイズ(聞く力, 衝動性の抑制)</li> <li>⑤運動 (ミニハードル, 平均台わたり, ボールの投げ受け等)</li> </ul> <p>休憩(トイレ・お茶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥制作(巧緻性)</li> <li>⑦ふりかえり(できたことの確認)</li> </ul>	<p>《保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理士, 保健師, 保育士等と個別に面談。</li> <li>・児童の活動の様子を見学</li> </ul> <p>(絵本の読み聞かせ等)</p>



# 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

## ～障害のある子供と家族をもっと元気に～ 概要



### 1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

### 2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

### 1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

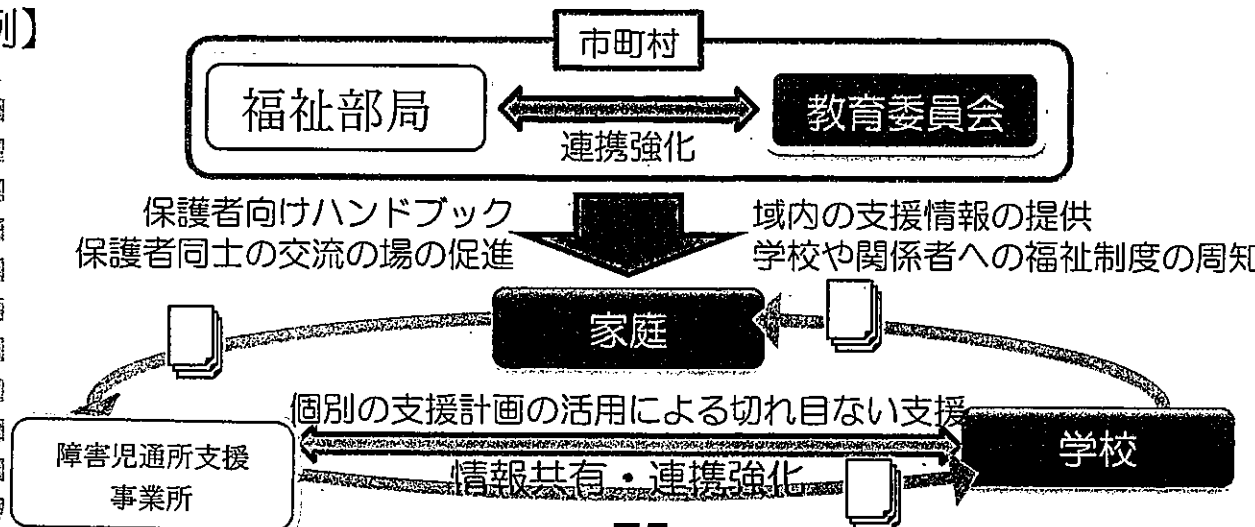
### 2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

### 【具体的な取組例】

(厚生労働省)  
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)  
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

# 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト「すずっこスクエア」

## 1 すずっこスクエアの目的

すずっこスクエアは、集団への馴染みにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配をもつ子どもとその家族の相談や、子どもの特性に応じたサポートを一緒に考えることを目的とする。（保護者支援と児童支援の推進）

### (1) 保護者支援

子育てや子どもへの関わり方を一緒に考えます。

### (2) 児童支援

ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた活動を通して、子どもの特性に応じた支援を一緒に考えます。

### (3) 情報提供

福祉制度の利用方法や関係施設や関係機関の紹介等、情報提供を行います。

### (4) 情報共有

保育所（園）・幼稚園・小学校や、関係施設や関係機関と子どもの支援等についての情報共有を行います。

## 2 対象（子どもとその家族）

- 5歳児健診対象児（4歳児クラス）
- 来年度就学する児（5歳児クラス）
- 小学校1年生
- 日常生活で気になることがある子ども

## 3 対象事例

- コミュニケーションがとりにくい
- 集団行動が苦手
- 落ち着きがない
- こだわりがある
- かんしゃくをおこしやすい
- 視線が合いにくい
- 子どもとの関わりに自信がない
- 相談できるところがわからない
- など

【鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課】すずっこスクエア 受付・窓口 ☎（059）382-9140



# すずっこスクエア



お子さんの日常生活について気になることはありませんか？  
 集団への馴染みにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配をもつお子さんと  
 そのご家族の相談や、子どもの特性に応じたサポートを一緒に考えます。

## こんなことで悩んでいませんか？

- コミュニケーションがとりにくい
  - 集団行動が苦手
  - 落ち着きがない
  - こだわりがある
  - かんしゃくをおこしやすい
  - 視線が合いにくい
  - ◆ 子どもとの関わり方に自信がない
  - ◆ 相談できる場所がわからない
- など



- ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた活動を行います。
- 福祉制度の利用方法や関係施設や関係機関の紹介等、情報提供を行います。
- ※ 心理士・保健師・教員・保育士等が対応します。
- ※ ソーシャルスキルトレーニングは、社会生活技能訓練であり、上手に、人とやりとりをする技術の練習をして、社会性を身につけていくものです。

住所：〒513-0031  
 鈴鹿市一ノ宮町557番地  
 ※駐車場あります。  
 ※一ノ宮小学校の駐車場は駐車禁止です。

曜日：毎週月・金曜日 \*裏面カレンダーを参照  
 (祝祭日・年末年始等を除く)

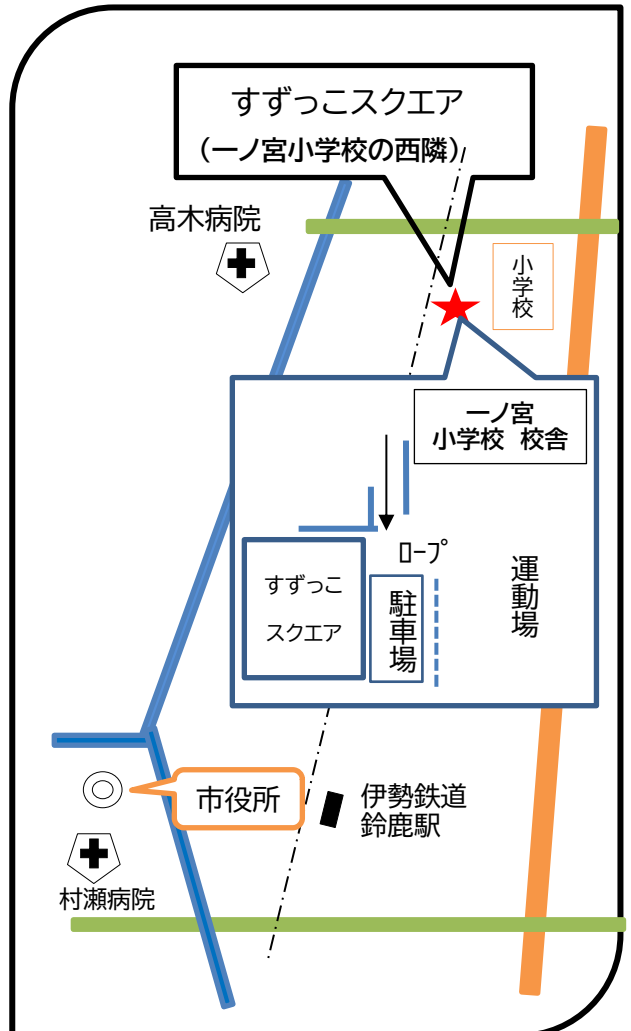
時間：① 13:30~14:30 (受付13:20~)  
 ② 15:30~16:30 (受付15:20~)

利用対象：・5歳児健診対象児(4歳児クラス)と保護者  
 ・来年度就学する児(5歳児クラス)と保護者  
 ・小学1年生と保護者  
 ・日常生活で気になることがある子ども

申し込み：実施日の3日前までに、下記連絡先に電話  
 またはFAXにて予約してください。

連絡先：鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課  
 電話 059-382-9140  
 FAX 059-382-9142

持ち物：上靴・水筒・ハンカチ・ティッシュ  
 ※動きやすい服装でお越しください。





# すずっこスクエア 実施予定日

2021年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
●				●		
19	20	21	22	23	24	25
●				●		
26	27	28	29	30		
●				●		

2021年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
●				●		
10	11	12	13	14	15	16
●				●		
17	18	19	20	21	22	23
●				●		
24	25	26	27	28	29	30
●				●		
31						
●						

2021年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
				●		
7	8	9	10	11	12	13
●				●		
14	15	16	17	18	19	20
●				●		
21	22	23	24	25	26	27
●				●		
28	29	30				
●						

2021年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
				●		
5	6	7	8	9	10	11
●				●		
12	13	14	15	16	17	18
●				●		
19	20	21	22	23	24	25
●				●		
26	27	28	29	30	31	
●				●		

2021年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
						●
2	3	4	5	6	7	8
●				●		
9	10	11	12	13	14	15
●				●		
16	17	18	19	20	21	22
				●		
23	24	25	26	27	28	29
●				●		
30	31					
●						

2021年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
				●		
6	7	8	9	10	11	12
●				●		
13	14	15	16	17	18	19
●				●		
20	21	22	23	24	25	26
				●		
27	28	29	30			
●						

2021年10月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
				●		
4	5	6	7	8	9	10
●				●		
11	12	13	14	15	16	17
●				●		
18	19	20	21	22	23	24
●				●		
25	26	27	28	29	30	31
●				●		

2021年11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
●				●		
8	9	10	11	12	13	14
●				●		
15	16	17	18	19	20	21
●				●		
22	23	24	25	26	27	28
●				●		
29	30					
●						

2021年12月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
				●		
6	7	8	9	10	11	12
●				●		
13	14	15	16	17	18	19
●				●		
20	21	22	23	24	25	26
●				●		
27	28	29	30	31		
●						

2022年1月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
						●
3	4	5	6	7	8	9
						●
10	11	12	13	14	15	16
				●		
17	18	19	20	21	22	23
●				●		
24	25	26	27	28	29	30
●				●		
31						
●						

2022年2月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
				●		
7	8	9	10	11	12	13
●				●		
14	15	16	17	18	19	20
●				●		
21	22	23	24	25	26	27
●				●		
28						
●						

2022年3月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
				●		
7	8	9	10	11	12	13
●				●		
14	15	16	17	18	19	20
●				●		
21	22	23	24	25	26	27
●				●		
28	29	30	31			
●						

● 印の日は実施予定日です。毎週 月・金曜日(祝祭日・年末年始等を除く)

① 13:30~14:30 ② 15:30~16:30



【鈴鹿市子ども政策部・鈴鹿市教育委員会】

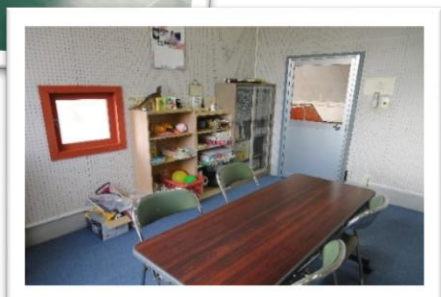


# 「ほ～むベース」のご案内～子どもと親の居場所づくり～

対人関係の不安などが原因で、社会的なつながりが少なくなっている子どもたちの居場所です。創作活動などを通じて、自尊感情をはぐくんだり、自己肯定感を高めたりしています。また、子どもたちのペースに合わせて学習のサポートもしています。

## ≪活動内容≫

- 簡単な運動  
(バドミントンや卓球など)
- 創作活動  
(ペーパークラフトやちぎり絵作成)

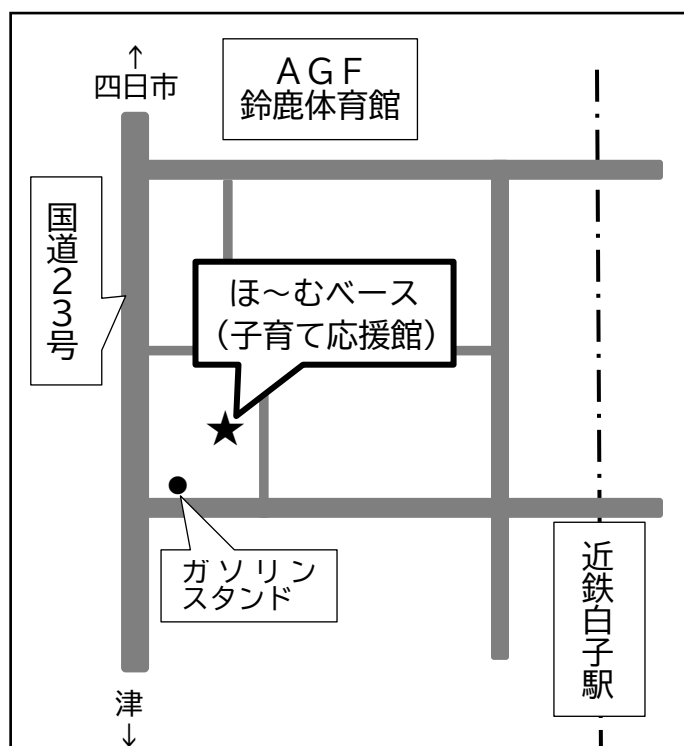


- 学習活動  
それぞれのお子さんにあった内容の学習の支援を行います。

- 各種相談  
子どもに関する色々な相談を随時受けます。保護者の相談にも応じます。

場所：子育て応援館  
住所：白子駅前6-33  
電話：059-387-6125  
利用時間：平日10:00～16:00

【問い合わせ・申し込み】  
鈴鹿市役所 子ども家庭支援課  
電話 059-382-9140  
FAX 059-382-9142



## 令和3年度「鈴鹿市子ども会議」実施要項

- 1 趣 旨
  - ・鈴鹿のまちづくりに関する夢や希望, 思い, アイディア等について, 市長・議長と直接意見交流し合う。
  - ・活動を通して, 子どもがまちづくりへの興味関心を高め, 主体的にまちづくりに参加しようとする態度を育む。
- 2 開催日時 令和3年8月28日(土) 13時30分~16時
- 3 開催場所 鈴鹿市役所12階1203会議室
- 4 参加児童生徒 小学校5年生~中学3年生 20名  
(小学校15校, 中学校5校)
- 5 取組内容
  - ・よりよい学校づくりや鈴鹿のまちづくりについて, 参加する児童生徒の課題意識や関心をもとにテーマを決め, 市長, 議長と直接対話する形式で実施する。
  - ・児童生徒が鈴鹿のまちづくりについての思いを述べ, 市長及び議長と意見交流をする。(1人当たり2~3分程度)
  - ・進行係は, 参加する中学生が行う。
  - ・児童生徒へのサポートは, 子ども家庭支援課が行う。





元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」をめざして

# 子ども会議 2021



鈴鹿市では、今年度、小中学生の代表が集まり、鈴鹿のまちづくりに関する夢や希望、思い、アイデアなどを市長・市議会議員と直接意見交流する場として「子ども会議」を開催します。

元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」をめざして、みなさんの意見を直接市政に届けませんか？

子ども会議に積極的に参加してくれる人を待っています。



【日 時】 令和3年8月28日(土) 13:30~16:00

【会 場】 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

【内 容】




○元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」について、テーマを決めて調査や研究を行います。

○参加者一人ひとりが鈴鹿のまちづくりについての思いを発表し、市長や市議会議員と意見交流をします。

【対 象】 小学5年生~中学3年生 各校1名(20校)

【申込方法】 担任の先生に申し出てください。

## ～子ども会議までの活動の流れ(予定)～

日程	内容	会場	時間
5月12日(水)	ワークシートの提出		
5月29日(土)	参加者説明会	市役所12階会議室	
5月30日(日)～	発表するテーマの調査や研究活動・資料作成期間	各自が取り組める場所で	 
6月18日(金)	作文(発表原稿案)の提出		
6月26日(土)	テーマ別事前研修会	市役所12階会議室	
6月27日(日)～ 7月20日(火)	調査研究・発表内容の最終まとめ	各自が取り組める場所で	
8月21日(土) ※予備日時は同日 14:00~16:00	事前打ち合わせ リハーサル	市役所12階会議室	10:00~12:00
8月28日(土)	子ども会議(本番)	市役所12階会議室	13:30~16:00



# 今までの「子ども会議」のテーマ



- 鈴鹿市で生産されている「鈴鹿茶」を  
もっと鈴鹿市のみなさんに親しんでもらうために
- 鈴鹿市のスポーツ施設をもっとたくさんの人に使ってほしい
- 鈴鹿のいろんな人が安心してらせる防犯作り
- レジぶくろをなくして、環境にやさしい鈴鹿市
- コロナウィルスでなぜいじめが起きるのか、いじめのない鈴鹿にしたい
- 複合災害に備えた強いまち鈴鹿市
- 性の多様性と制服のありかた

《※児童生徒から出された内容の一部抜粋》



みなさんも、いろいろなテーマを考えて  
発表しませんか？

金令鹿市の森林面積と減り具合

	面積 (ha)	減り具合 (ha)
昭和60年	4132	308.26
平成5年	3823.74	71.07
平成10年	3752.67	30
平成15年	3722.67	89.96
平成20年	3632.71	48.54
平成25年	3584.17	0
平成30年	3584.17	

(6年生 43人の鈴鹿茶アンケート結果)

Q1. 鈴鹿茶を知っているか  
はい 40人 約93%  
いいえ 3人 約7%

Q2. Q1ではいいと答えた人への問い  
1位 学校で知った 14人  
2位 父母に教えてもらった 7人  
3位 地域などの人が教えてくれた

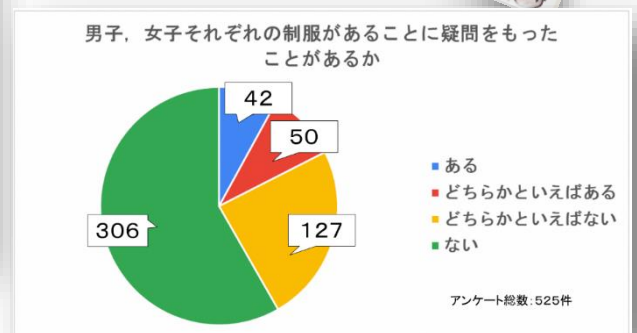
1位 学校で知った

点字ブロックが設置されていない場所

みぞの横に点字が必要

横断歩道の前に点字が必要

道路



リフューズ (R)efuse

ごみになるものを断ること。

- ・買い物のときに安からといって、必要以上に買わない。
- ・買い物ときにはマイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断るなど、使い捨て型のライフスタイルを見直す。
- ・必要のないダイレクトメール等は、受け取りを拒否する。





			校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	学栄	事務	合計
退	純然退職	定年	12	2	18					32
		早期	1		1		1			3
		普通			1				1	2
		小計	13	2	20		1		1	37
職	割愛退職	県・県教委へ			1					1
		市・市教委へ	2	2	11					15
		県立学校へ			3					3
		附属学校へ		1	1					2
		県外へ								
		異職種へ								
		小計	2	3	16					21
		計	15	5	36		1		1	58
転	任	充指導主事等へ			2					2
		地域内へ			15					15
		地域外へ			9	1				10
		北勢管内同校種から		1	17					18
		北勢管内異校種から			1				1	2
		地域外同校種から			6		1			7
		地域外異校種から								
		充指導主事から			1					1
		その他								
	小計		1	51	1	1		1	55	
	昇任	教頭から	8							8
		教諭から		5						5
		充指導主事から		1						1
学栄・事務職員								2	2	
市外へ								2	2	
市外から								1	1	
小計		8	6					4	18	
計	8	7	51	1	1		5	73		
採用	用	県・県教委から								
		市・市教委から	5	6	5					16
		県立学校から								
		附属学校から	1		1					2
		その他	1							1
		小計	7	6	6					19
	新規採用			40	3			4	47	
計	7	6	46	3			4	66		
合計			30	18	133	4	2	10	197	

		校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	学栄	事務	合計
転任 (含昇任)	市内 小→小へ	9	10	46		2		2	69
	市内 中→中へ	2	2	26				1	31
	市内 中→小へ	2	2		1	1		1	7
	市内 小→中へ	1	1	3	1				6
		14	15	75	2	3		4	113
内訳	転任	6	9						
	昇任	8	6						

# 令和3年度 教職員定数状況

令和3年4月1日

令和3年度 小中学校県費教職員定数状況

	小学校	中学校	合 計
本年度定数 A	690.5	350.5	1041
前年度定数 B	686.5	354	1040.5
前年度差 A-B	+4	-3.5	+0.5
備 考	< R 3 > 標準学級 441 実学級 462 < R 2 > 標準学級 433 実学級 455 < 学級増減 > 標準学級 +8 実学級 +7	< R 3 > 標準学級 173 実学級 187 < R 2 > 標準学級 171 実学級 185 < 学級増減 > 標準学級 +2 実学級 +2	

### 令和3年度定例「校長会」年間計画

月	日（曜日）	場所（時間）
4	9（金）	1203大会議室 9:00～12:00（校園長会）
5	13（木）	1203大会議室 9:00～12:00
7	8（木）	502・503大会議室 9:00～12:00
8	25（水）	502・503大会議室 9:00～12:00
10	18（月）	1203大会議室 9:00～12:00
11	29（月）	502・503大会議室 9:00～12:00
1	6（木）	1203大会議室 9:00～12:00
2	7（月）	502・503大会議室 9:00～12:00

\* 臨時校長会・・・3月（人事）

[校園長会になる場合はその都度連絡します。]

### 令和3年度定例「教頭会」年間計画

月	日（曜日）	場所（時間）
4	19（月）	1203大会議室 9:00～12:00
11	8（月）	502・503大会議室 9:00～12:00
1	21（金）	1203大会議室 9:00～12:00

鈴 教 学 第 1 1 号  
令和 3 年 4 月 2 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 中道 公子

令和 3 年度公立小中学校管理職員評価制度にかかる  
自己目標設定票等の提出について

このことについて、下記のとおり該当文書を提出してください。

記

- 1 提出文書
  - ・「自己目標設定票 校長用」(様式 1)
  - ・「自己目標設定票 教頭用」(様式 1)
  - ・学校経営の改革方針

※自己目標設定票を作成の際は、「記入見本(様式記載説明)」を参考に、具体的な数値目標を設定して作成願います。なお、本年度の公立小中学校管理職員評価制度の要領はまだ公表されていませんので、昨年度の要領を参考に期首面談を実施します。
- 2 提出部数
  - ・各 1 部(合計 3 ファイル)

※ 電子ファイル (**A4 サイズ作成**) で、提出してください  
ファイル名は以下のようにお願いします。

  - 04 【〇〇小中：□□】R2 様式 1 及び 2(校長)【評価制度要領】(小中学校等管理職員)
  - 05 【〇〇小中：△△】R2 様式 1 及び 2(教頭)【評価制度要領】(小中学校等管理職員)
  - 06 【〇〇小中】学校経営の改革方針
- 3 提出先
  - 鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 藤見
  - E-mail [tadashi-fujimi@city.suzuka.lg.jp](mailto:tadashi-fujimi@city.suzuka.lg.jp)
  - (藤見の個人メールアドレスへ)
- 4 提出締切
  - 令和 3 年 4 月 1 4 日(水)
- 5 その他
  - 学力向上及び教職員の管理(働き方改革含む)に向けた取組については、自己目標設定票と学校経営の改革方針に必ず記入してください。また、各項目への記載は簡潔にさせていただきそれぞれ 2～3 項目に絞ってください(全部で 8 以内)。それ以外は当日別資料を用意していただき、説明をお願いします。

【 事務担当 】 学校教育課 藤見 TEL 382-7618

(宛先) 小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局  
学校教育課長

労働基準法第 3 6 条に関する協定書の締結について

このことについて、鈴鹿市立小中学校において労働基準法の第 3 6 条第 1 項に記載されている事項（時間外及び休日の労働）に関する協定書（通称「サブロク協定」）を締結しています。

つきましては、(別紙)「労働基準法第 36 条に関する協定書締結までの流れ」を御参照の上、下記の提出文書の御提出をお願いします。

記

- 1 提出文書 時間外労働及び休日労働に関する協定書（4 部）  
時間外労働・休日労働に関する協定届（4 部）  
「労働基準法第 3 6 条に基づく協定の締結にあたっての代表者について」の写（1 部）
- 2 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課教職員 G
- 3 締 切 令和 3 年 5 月 7 日（金）  
※提出期限の厳守に御協力ください
- 4 添付資料（校長個人メールでも送付します。）
  - (1) (別紙) 労働基準法第 36 条に関する協定書締結までの流れ
  - (2) 対象職員への説明マニュアル（鈴鹿市公立学校長用）
  - (3) 【〇〇小中】時間外労働及び休日労働に関する協定書
  - (4) 【〇〇小中】時間外労働・休日労働に関する協定届
  - (5) 協定届●(記載例)
  - (6) 【配布資料 1】労働基準法第 3 6 条に基づく協定の締結について
  - (7) 【配布資料 2】協定の締結にあたっての代表者について（作成例）
  - (8) (別表) 組合加入構成表
  - (9) (参考) 三六協定指針

(事務担当) 鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員 G 藤見

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 中道 公子

令和 3 年度自己評価及び学校関係者評価の報告について (依頼)

このことについて、下記のとおり報告願います。

記

1 送付文書

- ① 令和 3 年度 学校自己評価書 (様式)
- ② 令和 3 年度 学校関係者評価書 (様式)

2 提出期限

令和 4 年 2 月 22 日 (火)

3 提出部数

②を紙文書で 1 部

4 報告先

学校教育課 教職員グループ

5 その他

- ・評価資料等がある場合は添付してください。
- ・学校関係者評価の実施時期等の都合により、提出が遅れる場合は担当までお知らせください。

【事務担当：学校教育課 教職員 G 瀬古 Tel:382-7618】

鈴鹿市立〇〇小学校

評価項目	本年度の活動(具体的な手立て)と指標	今後の改善点
学力向上	<p>1 授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教員の研究授業の実施 →学校アンケートによる検証</li> </ul> <p>2 基礎学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習の充実 →家庭学習時間の増加</li> <li>・習熟度学習の充実 →定期テスト等で個人の変化を把握</li> </ul> <p>(成果と課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校アンケートの「授業がわかりやすい」の数値が向上した。 (〇〇%→□□%)</li> <li>・1日の平均家庭学習時間が増加した。 (〇〇分→□□分)</li> <li>・定期テストでの知識理解の項目の正答率が上昇した。 (〇〇%→□□%)</li> <li>・授業スタイルを確立したことにより、授業の流れがわかりやすくなり、児童の学習意欲向上につながった。</li> <li>・習熟度別学習の課題の準備が不足していた。</li> <li>・「家庭学習のてびき」を作成したことにより、学習内容が明確に伝わった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業改善において、より自分の考えを表現できる場を設ける必要がある。これまでの取り組みの成果を生かしつつ、さらに質の高い授業作りに向けて研修を深める必要がある。</li> <li>・家庭学習時間の上昇だけでなく、質的な充実を目指す必要がある。</li> <li>・習熟度別学習で行った課題を各学年で蓄積し、系統性のある指導を行う必要がある。</li> </ul>

本年度、研修や取組等で重点的な活動内容を端的に記述する。また、その進捗状況を確認できる指標を記述する。  
その場合、出来る限り定量的な成果の検証が可能なものにする。

特別支援教育, 生徒指導, 人権教育, 業務改善, 教職員の働き方改革など学校とし重点目標にしている項目を挙げる。

検証方法での達成状況を数値等を使って記述する。

学校関係者評価に関わる全員が見やすく、わかりやすい評価書になるように工夫してください。また、関係者評価に関わる会議等には詳細な別資料を準備するなど簡潔な評価書の作成をお願いします。

鈴鹿市立〇〇小学校

NO.

評価項目	本年度の活動(具体的な手立て)と指標	学校関係者評価	今後の改善点
学力向上	<p>1 授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教員の研究授業の実施 →学校アンケートによる検証</li> </ul> <p>2 基礎学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習の充実 →家庭学習時間の増加</li> <li>・習熟度学習の充実 →定期テスト等で個人の変化を把握</li> </ul> <p>(成果と課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校アンケートの「授業がわかりやすい」の数値が向上した。 (〇〇%→□□%)</li> <li>・定期テストでの知識理解の項目の正答率が上昇した。 (〇〇%→□□%)</li> <li>・授業スタイルを確立したことにより、授業の流れがわかりやすくなり、児童の学習意欲向上につながった。 →授業改善において、より自分の考えを表現できる場を設ける必要がある。これまでの取り組みの成果を生かしつつ、さらに質の高い授業作りに向けて研修を深める必要がある。</li> <li>・1日の平均家庭学習時間が増加した。 (〇〇分→□□分)</li> <li>・「家庭学習のてびき」を作成したことにより、学習内容が明確に伝わった。 →家庭学習時間の上昇だけでなく、質的な充実を目指す必要がある。</li> <li>・習熟度別学習の課題の準備が不足していた。 →習熟度別学習での課題を各学年で蓄積し、系統性のある指導を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の様子に活気が見られ、子どもたちに意欲が見られた。ただ、教室によってばらつきがあったため、さらに深めることが望まれる。</li> <li>・保護者として家庭学習に内容はよくわかるようになった。読書活動も取り入れてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解を深める等の研修を行い、児童の実態に沿った学習を計画し、どの学級でも意欲的な姿が見られるよう研修を深める必要がある。</li> <li>・月単位や週単位で強化する内容(読書や体力づくり等)を決めて取り組む必要がある。</li> </ul>
	<p>特別支援教育, 生徒指導, 人権教育, 業務改善, 教職員の働き方改革など学校とし重点目標にしている項目を挙げる。</p>		
<p>学校関係者評価に関わる全員が見やすく、わかりやすい評価書になるように工夫してください。また、関係者評価に関わる会議等には詳細な別資料を準備</p>			

本年度, 研修や取組等で重点的な活動内容を端的に記述する。また, その進捗状況を確認できる指標を記述する。  
その場合, 出来る限り定量的な成果の

校内での検証結果をもとに, 成果と課題を記述する。

特別支援教育, 生徒指導, 人権教育, 業務改善, 教職員の働き方改革など学校とし重点目標にしている項目を挙げる。

学校関係者評価に関わる全員が見やすく、わかりやすい評価書になるように工夫してください。また、関係者評価に関わる会議等には詳細な別資料を準備



## 令和 2 年度 学校における働き方改革の推進状況について

### 1 令和 2 年度 鈴鹿市の目標

#### ○成果指標の目標値

- ・月 4 5 時間を超える時間外職員の年間延べ人数（小中）を 0 人
- ・年間 3 6 0 時間を超える時間外職員を 0 人
- ・1 人当たりの月平均時間外労働時間を 3 0 時間以下
- ・1 人当たりの年平均休暇取得を 2 2 日

#### ○活動指標の目標値

- ・定時退校日に定時に退校できた職員の割合…… 9 0 % 以上
- ・部活動休養日を計画通り設定した割合…………… 9 5 % 以上
- ・会議時間の短縮…………… 7 0 % 以上  
(放課後に開催され 60 分以内に終了する会議の割合)

### 2 令和 2 年度の鈴鹿市の結果

#### (1) 時間外職員の年間延べ人数（小中）

	R2（～2月）	R1	R1 年度比
月 80 時間超	76 人	200 人	64.0 %減
月 45 時間超	900 人	2347 人	64.8 %減
年 360 時間超	240 人		

#### (2) 時間外労働時間

	R2(～2月)	R1	R1 年度比
小中学校	23.0 時間	26.6 時間	13.5 %減
小学校	22.1 時間	24.7 時間	10.5 %減
中学校	22.3 時間	30.5 時間	26.9 %減

#### (3) 休暇取得

	R2(～2月)	R1	R1 年度比
小中学校	17.94 日	21.48 日	3.54 日減
小学校	18.34 日	22.33 日	3.99 日減
中学校	17.14 日	19.89 日	2.75 日減

(4) 統一した3項目の取組状況(上.下半期の結果より)

		小学校	中学校
定時退行日の設定	1年間に定時退校日を設定した日数の平均(日)	23.4日	22.7日
	定時退校日の定時に退行できた職員の割合(%)	78.3%	88.9%
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を設定した部活動の割合(%)		100.0%
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均(回)	47.1回	89.8回
	60分以内に終了した会議の割合(%)	56.7%	72.9%

鈴鹿市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条に規定する指針及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第八条第五項の規定に基づき、鈴鹿市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の所管する鈴鹿市立学校（以下「学校」という。）における法第二条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第2条 市教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（法第七条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

2 市教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において正規の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、市教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 鈴鹿市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和 2 年 4 月 1 日

鈴鹿市教育委員会

## 1 趣 旨

近年、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。）の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成 30 年 7 月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条第 1 項の協定（以下「36 協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第 6 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）第 2 号に掲げる業務（以下「超勤 4 項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第 1 号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、国は、給特法第 7 条第 1 項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めた。

鈴鹿市においても、教育職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であって、直ちに解消しなければならない喫緊の課題となっており、鈴鹿の教育を持続的にさらに良いものへと発展させていくため「学校における働き方改革」を進めていく必要がある。

そこで、鈴鹿市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、指針及び教育委員会規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、鈴鹿市立学校（以下「学校」という。）における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を次のように定める。

## 2 対象の範囲

本方針に掲げる措置は、市教育委員会が所管する学校における給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、市教育委員会が所管する学校におけるそれ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間を適用する。

## 3 業務を行う時間の上限

### (1) 「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教職員の「在校等時間」とし、市教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として市教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 市教育委員会が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

### (2) 上限時間の原則

学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第

3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を，以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため，教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては，3(2)の規定にかかわらず，教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を，以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため，教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

ニ 連続する2箇月，3箇月，4箇月，5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について，各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月あたりの平均時間 80時間

4 市教育委員会が講ずべき措置

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において，タイムカードによる記録，電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ，教育職員が在校している時間は，ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また，校外において職務に従事している時間についても，できる限り客観的な方法により計測すること。また，当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから，公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。保存期間は5年とすること。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため，以下の事項に留意すること。

- イ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - ロ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
  - ハ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
  - ニ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
  - ホ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
  - ヘ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (4) 各学校において時間外在校等時間の上限が遵守されるよう、抜本的な業務削減など、必要な環境整備を行うこと。
- また、上限方針を踏まえた各学校における取組の実施状況を把握すること。その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間が本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- (5) 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、市長の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。
- (6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図ること。

## 5 留意事項

### (1) 勤務時間について

学校の業務は、「上限時間」を超えないことが前提となること。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終われるように調整すべきものであること。

### (2) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、指針及び本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意し

なければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(3) 臨時的な特別な事情について

臨時的な特別な事情とは、児童生徒の生命や安全を守るために緊急に対応を要する場合とする。

臨時的な特別な事情に該当し、時間外在校等時間が、月あたり 45 時間を超えた場合でも、年間 360 時間の上限時間が守られるよう、教育職員の適切な勤務時間管理を行うこと。

(4) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

(5) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。



# 令和3年度 学校における働き方改革の推進

鈴鹿市教育委員会

## 目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行います。

## 上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

## 学校における働き方改革推進のための環境整備等

### 1 教育ICTの推進

- ・ 校務支援システムを活用した出退勤時間の客観的かつ外形的な把握の推進
- ・ ICTを活用した有効な授業方法や資料の提供・共有化
- ・ 会議等のオンライン化による業務削減を検討

### 2 専門家や外部人材の配置

- ・ スクールライフサポーター20校(20人)・外国人指導助手15校(8人)
- ・ スクール・サポート・スタッフ 小中学校40校配置
- ・ 学習指導員 小中学校32校配置
- ・ 学校業務支援員 小中学校10校配置予定
- ・ スクールカウンセラー40校(11人)、スクールソーシャルワーカー1人配置

### 3 鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底

- ・ 始業前又は放課後等活動日の見直しや副顧問等との指導時間のシェア

### 4 時間外の問合せ対応のための留守番電話の設置等の推進

### 5 学校における働き方改革の推進に係る文書の発出

## 抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

### 1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し

- ・ 上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
- ・ 調査・会議・研修会の一層の見直し
- ・ 各種調査等に係るデータの共有

### 2 県及び市町と学校が一体となった取組

- ・ 「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の統一3項目の一層の推進
- ・ 設定した日の定時に退校できた職員の割合**90%以上**を目指す。
- ・ 予定通り休養日を実施できた部活動の割合**95%以上**を目指す。
- ・ 放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合**70%以上**を目指す。
- ・ 休暇取得促進のための学校閉校日設定の取組の推進(5日)

## 学校における働き方改革の推進に向けた考え方

### 1 勤務時間について

- ・ 学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものである。

### 2 教育委員会における上限時間に基づく目標等の設定

- ・ 年360時間、月45時間を超える時間外労働者を**0人**を目指す。
- ・ 1人当たりの月平均時間外労働時間を**30時間以下**を目指す。
- ・ 1人当たりの年平均休暇取得の目標日数**22日**を目指す。

### 3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進

- ・ 教育委員会は、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることをふまえる。
- ・ 教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることをふまえる。
- ・ 教育委員会及び学校は、労使協議の結果をふまえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。
- ・ 県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせることで改革を推進する。
- ・ 関係者が一体となって取組を推進する。

### 4 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応

- ・ 月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
- ・ 労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて臨時的な特別な事情に該当するかを判断する。

### 5 「上限時間」を超えた場合の対応

- ・ 状況の把握とその状態を解消できるよう業務の削減や、業務の見直しを進めるなどの措置を講じる。

### 6 定期的に検証する場の設定

- ・ 「上限時間」の遵守の状況について、教委や学校において労使で定期的に検証する。

## 令和2年度ストレスチェック実施実績

## 1 実績集計値等

		R2	R1	H30	H29		R2	R1	H30	H29
対象者総数	A	3,148	2,995	3,011	2,955	受検率B/A	94.3%	95.1%	96.1%	96.3%
受検者総数	B	2,968	2,849	2,894	2,847					
高ストレス判定者数	C	320	346	317	309	高ストレス判定率C/B	10.8%	12.1%	11.0%	10.9%
未受検者数	D	180	146	117	108	未受検率D/A	5.7%	4.9%	3.9%	3.7%
受検勸奨者数	E	5	45	12	29	受検勸奨率E/D	2.8%	30.8%	10.3%	26.9%

## 2 高ストレス判定者 部局別集計

	受検者	高ストレス判定者割合	高ストレス判定者数					未受検者数		
			合計人数	正規	再任用	フルタイム	パートタイム	合計人数	休職者等	受検勸奨者数
危機管理部	22	4.5%	1	1	0	0		0	0	0
政策経営部	40	5.0%	2	2				2	2	0
総務部	114	10.5%	12	11		1		6	6	0
地域振興部	210	12.4%	26	15	1	10		7	7	0
文化スポーツ部	107	8.4%	9	4	1	4		4	4	0
環境部	62	9.7%	6	6				1	1	0
子ども政策部	393	7.6%	30	15		10	5	35	35	0
健康福祉部	173	19.1%	33	25		8		13	13	0
産業振興部	48	10.4%	5	5				5	5	0
土木部	95	13.7%	13	13				1	1	0
都市整備部	79	15.2%	12	11	1			1	1	0
その他	41	4.9%	2	2				2	2	0
教育委員会	1,260	12.1%	153	149		3	1	88	83	5
消防本部	204	2.5%	5	5				12	12	0
上下水道局	120	9.2%	11	9	1	1		3	3	0
計	2,968	10.8%	320	273	4	37	6	180	175	5

## 3 高ストレス判定者 年齢別集計

年齢別	全体		小・中学校関係		小・中学校関係以外	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
18歳～19歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20歳～24歳	11	3.4%	8	6.0%	3	1.6%
25歳～29歳	44	13.8%	24	17.9%	20	10.8%
30歳～34歳	42	13.1%	20	14.9%	22	11.8%
35歳～39歳	29	9.1%	8	6.0%	21	11.3%
40歳～44歳	27	8.4%	8	6.0%	19	10.2%
45歳～49歳	57	17.8%	18	13.4%	39	21.0%
50歳～54歳	55	17.2%	16	11.9%	39	21.0%
55歳～59歳	37	11.6%	20	14.9%	17	9.1%
60歳～64歳	16	5.0%	12	9.0%	4	2.2%
65歳～69歳	2	0.6%	0	0.0%	2	1.1%
計	320	100.0%	134	100.0%	186	100.0%

鈴 教 学 第 60 号

令和 3 年 4 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 中道 公子

### 教職員の服務規律の徹底について（通知）

このことについては、これまでも児童生徒及び保護者、地域から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し教職員への徹底をお願いしているところです。

年度当初にあたり、改めてすべての教職員に服務規律の徹底について自覚を促すとともに、コンプライアンス意識の醸成を図っていただくよう強くお願いします。

#### 記

- 1 「鈴鹿市立幼小中学校（園）コンプライアンス推進大綱」（平成 25 年 4 月 1 日策定）に基づいた行動規範を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。
- 2 勤務時間中は職務に専念すること。
  - ・勤務時間中における携帯電話・スマートフォン等の不必要な利用を行わないこと。
- 3 個人情報等の厳格な適正管理を徹底すること。
  - ・別添令和元年 10 月 24 日付け鈴教学 1765 号に基づき対応すること。
- 4 各教室の鍵や学校備品等は適正に管理保管し、紛失や破損を防ぐこと。
- 5 学校施設に異常が認められた時は、速やかに管理職に報告すること。
- 6 交通事故に遭った際には、加害被害を問わず、速やかに管理職に報告すること。
- 7 体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと受け止められる行為を行わないこと。
- 8 様々な危機発生時等には、管理職に遅滞なく報告すること。
- 9 在宅勤務の実施に当たっては、別途「鈴鹿市立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務に関する要綱」に基づき適正に勤務すること。

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ】

各市町等教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長 様



三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、平成31年1月30日に、「職員の綱紀粛正及び不祥事の根絶について」を発出し、県教育委員会、市町等教育委員会、学校が一丸となって不祥事根絶に徹底して取り組んできました。

しかしながら、先般、わいせつ行為の疑いにより教員が逮捕されるという、あってはならない事案が発生しました。児童生徒を健全な成長に導く教員、教壇に立つ者として断じて許されない行為です。

県教育委員会は、今回の事案を厳粛に受け止め、これまでの不祥事根絶の取組に何が足りなかったのかを検証し、改めて不祥事根絶の徹底に取り組んでいきます。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために働いていたとしても、一件の不祥事が発生することにより、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。

教職員一人ひとは、不祥事を自分事として捉えるとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い気持ちを持って取り組むことが大切です。例えば、他の教員による児童生徒への気になる指導について、それだけでは不祥事に発展するとまでは考えられないものであっても声を掛け、お互いが注意すべき点を認識し合うだけで不祥事発生の芽をつむことにつながります。教職員一人ひとりの意識と地道な積み重ねなくして不祥事が根絶することはありません。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。特に、児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識する必要がある。学校においては、所属教員へ周知徹底し、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

また、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況や、児童生徒と職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案が発生するきっかけとなる場合があることから、教職員が独自の判断でSNS等を使用するのではなく、下記の取扱い等を参考に、各学校において適切な取扱いを徹底し、不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

- ・ 令和元年7月11日付け「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」＜教職員課＞

## 2 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

昨年度、飲酒運転による懲戒免職事案が1件あり、また、本日、交通事故による懲戒処分を1件行った。飲酒運転が決して許されないことは言うまでもないことであるが、処分まで至らないものも含め、漫然運転による事故が発生している。慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努める必要がある。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していく。

各学校においては、交通事故防止について改めて考える機会を設けるなど、飲酒運転の根絶、交通事故の防止、法令遵守等について、教職員の意識をより一層高めるよう取り組むとともに、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

## 3 体罰等の禁止について

各市町等教育委員会及び学校において、体罰の実態把握及び未然防止の取組が進められているところであるが、体罰にあたるかどうかを意識することなく、肉体的苦痛を与えた事例や、体罰を行ったにも関わらず、児童生徒が怪我を負わなかったこと、或いは児童生徒に謝罪が受け入れられたことなどを理由として、管理職への報告を怠った事例が発生している。

県立学校においては、各学校が定める「信頼される学校であるための行動計画」に、昨年度末、改めて体罰の根絶に向けた内容を記載し、取り組んでいるところであるが、各学校においては、担当課からの下記の資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築していくこと。また、部活動など、厳しい指導の名の下で、もしくは保護者や児童生徒の理解を理由として体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃ごしてこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の強化を図ること。

・ 令和2年4月6日付け「体罰根絶に向けた取組の徹底について」

＜子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課＞

## 4 教育活動中の飲酒等の禁止について

学期末から夏季休業中にかけて、野外活動等を実施する学校にあつては、教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、飲酒等、保護者や県民の教育に対する信用を失墜する行為は、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことについても同様である。

## 5 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、まずは、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係るチェック体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでも、管理職による旅費の不正受給事案があつたことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

## 6 時間外労働時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や生徒と向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うために学校における働き方改革を一層推進する必要がある。

管理職は、規則等に基づき、教職員の勤務状況を正確に把握するとともに、時間外労働時間の上限が遵守されるよう適切に管理すること。また、各学校においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い業務が増加することから、スクール・サポート・スタッフを活用するなどしつつ、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化を図ること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

## 7 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校においては、特に児童生徒の個人情報にかかる書類・電子データ等、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し、校外へ持ち出さないよう意識の共有を図ること。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止等により在宅勤務が認められているところであるが、原則、個人情報が記載された文書等は自宅へ持ち帰らないこととし、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけること。また、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう徹底すること。なお、当然ながら、こうした保管場所の鍵及び学校自体の鍵の取扱には細心の注意を払うこと。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐためのチェック体制を構築すること。

加えて、担当課からの下記の通知等を活用して、児童生徒に関する情報や書類等の具体的な管理方法やルールを全職員が理解し、より一層安全で強固な管理体制を確立すること。

- ・ 令和2年6月10日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」

＜小中学校教育課、学校防災推進監＞

- ・ 「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

(令和2年4月 令和2年度県立学校長・事務長会議配布資料)

## 8 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。また、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三つの「密」の状態を避け、生徒の健康状態や活動状況を十分に把握すること、身体的距離を確保すること、こまめな換気や消毒液の使用を徹底すること等、適切な措置を講ずること。担当課からの下記の通知を参考に、指導を徹底すること。

児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施し、特に校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。また、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているかということにも留意すること。

- ・ 令和2年4月16日付け「学校における安全教育及び安全管理の充実並びに体育・スポーツ活動時の事故防止について」＜保健体育課、生徒指導課＞

- ・ 令和2年4月30日付け「水泳等の事故防止について」＜保健体育課＞

- ・ 令和2年5月22日及び6月2日付け「熱中症事故の防止について」  
 <保健体育課、小中学校教育課、高校教育課、特別支援教育課>
- ・ 令和2年5月29日付け「県立学校の部活動の取扱いについて」  
 <保健体育課、高校教育課、特別支援教育課、小中学校教育課>
- ・ 令和2年6月26日付け「「学校の新しい生活様式」における熱中症予防について」  
 <保健体育課、高校教育課、特別支援教育課、小中学校教育課>

9 パワー・ハラスメントの防止について

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」において、パワー・ハラスメントのない職場づくりを進めることとしており、平成25年4月に改訂された、「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」に基づき、職員の人格が尊重され、職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを促進している。

パワー・ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るため、職員一人ひとりが、お互いの人格を尊重する働きやすい職場となるよう、普段からコミュニケーションを大切にし、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

- ・ 令和2年5月29日付け「県立学校非常勤講師取扱要綱等の一部改正について」

11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和元年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 5件・5人

② 体罰発生件数・対象教員数  
11件・11人

	公立小中学校	県立学校
	5件・5人	6件・6人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	24件	16件
通勤時の人身事故	19件	7件
私用時の人身事故（自損を除く）	15件	7件
計	58件	30件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

令和3年度会計年度任用職員(小中学校非常勤講師及び非常勤職員)の配置について

	初任者研修		生徒指導充実	外国人児童生徒教育対応	特別支援教育対応	免許教科外担当解消	複式解消	(国定数振り替え)	中学校体育実技補助	小学校体育実技特別支援学級担任補助	
	(単独校方式)	校外研修補充						小学校体育指導充実			
目的	指導教員もしくは指導教員の補充にあてる(初任者研修にかかわることを明確にしておくこと)	初任者の授業の補充・初任者研修に係る引継ぎ・初任者研修に係る教材研究にあてる(初任者研修にかかわることを明確にしておくこと)(★教材研究・引継ぎをあわせて1時間以内)	生徒指導担当教員の補充にあてる	日本語指導が必要な外国人児童生徒への日本語指導にあてる	特別支援教育コーディネーターの補充にあてる	小規模な中学校において、免許教科外の担当を解消するために配置する	3個複式の小学校で、一部教科の複式解消にあてる小学校の複式校において1・2年のせいかつ科と他学年の理科・社会科及び4・5年の英語科の複式解消にあてる	体育科の授業においてより専門的で、きめ細かな指導が可能となるよう配置する	女子体育教員が妊娠により勤務に支障があるとき、当該教員の職務を補助させる	普通学級担任及び特別支援学級担任の女子教員が妊娠により勤務に支障があるとき、当該教員の職務を補助させる	
対象校等	初任者研修対象校の内、単独校方式をとる小中学校	初任者研修対象校	生徒指導上の課題がある学校の内、指定された小中学校	日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校の内、指定された小中学校	コーディネーターを中核とした特別支援教育を推進する学校の内、指定された小中学校	小規模な中学校で教科の担当をすべき教員を配置することができないと認められた学校	3個複式の小学校学級編制上、小学校1・2年及び4・5年と他の学年が複式を組む以外に選択肢がない学校	体育科の授業研究や運動の日常化につながる取組の充実を図り、体力の向上につなげる学校	市町等教育委員会の申請に基づき、県教育委員会が派遣決定をした中学校	市町等教育委員会の申請に基づき、県教育委員会が派遣決定をした小学校	
任用方法等	「市町等立学校非常勤講師取扱要綱」及び「市町等立学校非常勤職員(非常勤講師を除く)取扱要綱」(令和2年3月27日付、教委第20-555号)										
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、10時間以内</li> <li>校外研修後補充と兼務の場合は週4日17時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者が校外研修に出るときの授業の後補充等のための勤務</li> <li>1日7時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、9時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、9時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、9時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要と認められた時間内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、9時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、8時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠57日に達した日以降出産のための特別休暇を受けることができる前日まで必要と認める時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠57日に達した日以降出産のための特別休暇を受けることができる前日まで必要と認める時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週4日、9時間以内</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修にかかわる時間のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修にかかわる時間のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科時間内のみの勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語指導時間(教科時間内)のみの勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科時間内のみの勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科時間内のみの勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科時間内のみの勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科時間内のみの勤務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育実技のみの時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育実技のみの時間(準備等可)</li> <li>「体育」等の時間の勤務</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要期間継続して任用可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要期間継続して任用可能な者</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	

※教科時間には、教科指導と関連した学校行事、担当教科に係る定期テストの採点業務を含む。

※小中学校には、義務教育学校を含む。



令和3年度会計年度任用職員(小中学校非常勤講師及び非常勤職員)の配置について

育児短時間勤務対応	勤務軽減勤務対応	三重大学大学院2年目	少人数教育支援非常勤	(国定数振り替え)	(国定数振り替え)	(国定数振り替え)	(国定数振り替え又は県単)	(国定数振り替え)
				少人数教育(授業)支援非常勤	中1少人数学級支援非常勤	主幹教諭対応	【小学校】小学校英語指導対応非常勤	【中学校】小学校英語指導対応非常勤
育児短時間勤務者の後補充にあてる	勤務軽減勤務者の後補充にあてる	三重大学大学院の2年目の教員の補充にあてる	一人ひとりの児童生徒の実情に応じたきめ細かな指導を充実するため、特定の教科等において少人数やT-Tによる授業を実施する学校の教育を支援するためにあてる	一人ひとりの児童生徒の実情に応じたきめ細かい指導を充実するため、特定の教科等において少人数授業を中心に実施する学校の教育を支援するためにあてる	一人ひとりの児童生徒の実情に応じたきめ細かい指導を充実するため、中1少人数学級を実施する学校の教育を支援するためにあてる	主幹教諭の補充にあてる	英語教育を推進する学校の教育を支援するためにあてる	小中連携の下、英語教育のより専門的できめ細かな指導、小学校英語教育を推進する学校の教育を支援するためにあてる
育児短時間勤務者(以下育短者という)が勤務する学校	勤務軽減勤務者(以下勤務軽減という)が勤務する学校	三重大学大学院2年目の教員の内、必要に応じて小中学校	各学校や児童生徒が有する課題、又は地域の実態に即した独自の教育プランを実現するため少人数による指導を進める学校に配置	国の「少人数指導に係る教員配置基準」にある学校に配置	中1少人数学級実施の該当研究指定中学校に配置	主幹教諭が勤務する小中学校	英語教育を推進する小学校の内、指定された学校	小中連携により、英語教育を推進する中学校の内、指定された学校
「市町等立学校非常勤講師取扱要綱」及び「市町等立学校非常勤職員(非常勤講師を除く)取扱要綱」(令和2年3月27日付、教委第20-555号)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・育短者の勤務時間が20時間以下の場合、講師は週12時間以内、日額職員(養護助教諭、事務補及び学業補)は3日以内</li> <li>・育短者の勤務時間が20時間を超える場合、講師は週9時間以内、養護助教諭は週15時間以内、日額職員は2日以内(教諭の育短者補充以外は非常勤職員として取り扱う)</li> <li>・講師は、教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・必要期間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師は週12時間以内、日額職員(養護助教諭、事務補及び学業補)は3日以内(教諭の勤務軽減補充以外は非常勤職員として取り扱う)</li> <li>・講師は、教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・必要期間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、9時間以内</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、16時間以内(小学校2～6年の算数については、週5日の活用も可)</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、16時間以内(小学校2～6年の算数については、週5日の活用も可)</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、8時間以内</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、6時間以内</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、8時間以内</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日、8時間以内</li> <li>・教科時間内のみの勤務</li> <li>・他の非常勤講師との兼務可(ただし、週18時間を超えないこと)</li> <li>・年間継続して任用可能な者</li> <li>・長期休業中は、任用期間であるが勤務日はないものとする</li> </ul>

※教科時間には、教科指導と関連した学校行事、担当教科に係る定期テストの採点業務を含む。

※小中学校には、義務教育学校を含む。

(宛先) 各小中学校長 様

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会 事 務 局  
 学 校 教 育 課 長

養護教諭支援非常勤講師活用について

1 活用の内容

養護教諭が体調不良等により業務に支障をきたす場合に、養護教諭支援非常勤講師を短期的に配置する。

- ※ 要請に応ずるのは、短期の病休・研修等とする。その他はその都度協議する。
- ※ 要請に応ずる範囲（エリア）は原則として桑員・三泗・鈴亀に分ける。

2 活用の期間（時間）について

- ① 原籍校での勤務と合わせて、その都度必要な期間とする。
- ② 同一日に複数校の兼務はできない。

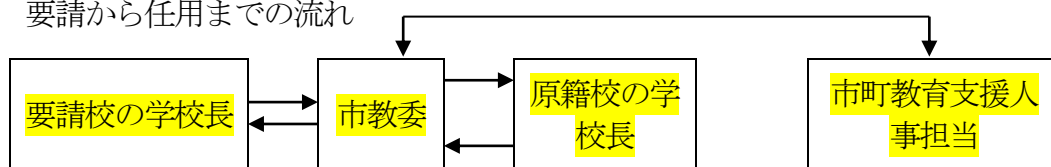
3 給与等の支払いについて

- ① 報酬については、原籍校から報酬支払いシステムに入力された時間数（原籍校勤務時間数＋要請校より報告される勤務時間数）により支払われる。
- ② 通勤費についても、原籍校からシステムに入力された額（原籍校への通勤届に基づいた実績額＋要請校より報告される要請校への通勤届に基づいた実績額）により支払われる。

4 月間勤務状況の報告について

「勤務実績報告書」の提出は必要ない。ただし、要請校においては出勤簿を作成する。

5 要請から任用までの流れ



- ① 校長から要請を受けた市町教育委員会は、事前に県教委市町教育支援・人事担当と協議する。配置が可能な場合は、要請校の校長から申請書を市町教育委員会を通じて県教委市町教育支援・人事担当に提出する。
- ② 任用に必要な書類は要請書（別添様式YH-1）及び非常勤講師配置申請書とする。

(様式 YH-1)

受 付 印	市 町 教 育 委 員 会
-------------	---------------------------------

### 養護教諭支援非常勤講師許可申請書

令和 年 月 日

三重県教育委員会 様

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

次の者を養護教諭支援非常勤講師にあてることを申請します。

#### 記

1. 非常勤講師氏名

2. 配置を必要とする期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (合計 時間)

月 日 (曜)	時間	月 日 (曜)	時間
月 日 (曜)	時間	月 日 (曜)	時間
月 日 (曜)	時間	月 日 (曜)	時間
月 日 (曜)	時間	月 日 (曜)	時間

3. 配置を必要とする理由

(宛先) 各小中学校長

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会 事 務 局  
学 校 教 育 課 長

### 講 師 研 修 会 の 実 施 に つ い て

このことについて、別添写のとおり三重県教育委員会事務局より依頼がありましたので、下記事項にご留意いただき、ご提出いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 送付文書 「講師研修の実施について」(依頼)(写)
- 2 対象者 4月当初及び4月中に任用された講師
- 3 提出書類 講師研修会実施報告書(別紙報告例参照)
- 4 提出期日
  - ・4月当初及び4月中に任用された場合  
令和3年4月16日(金)
  - ・年度途中で任用された場合
    - ① 令和3年9月10日(金)
    - ② 令和4年2月4日(金)
- 5 その他  
市費非常勤講師の研修会実施報告については、報告期日・報告書式とも県費講師の場合と同様とし、件名は「講師研修会の実施報告について(市費)」で区別していただきますようお願いいたします。
- 6 提出先 鈴鹿市教育委員会 学校教育課 教職員G (笹川)
- 7 留意点
  - ・講師研修は、校内研修等への参加も含まれます。校内研修に講師が参加された場合は、それを講師研修とすることができます。
  - ・研修を行うにあたり、どのような任用形態の講師(常勤・非常勤)であっても、児童生徒の教育活動・指導を全職員で取り組めるようにご配慮ください。
  - ・初任者後補充講師については対象外です。

[鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員G]



## 5 提出先

市町教育支援・人事担当

## 6 その他

- すべての講師に対して、1時間以上の研修を実施すること。特に経験の浅い講師、臨時免許状により任用している講師、長期間教職から離れていた講師等については、十分に研修させること。
- 非常勤講師の研修時間については、勤務日に任用期間内の時数に加えて「4時間」の範囲で実施することを原則とするが、学校運営上、勤務日以外の平日に実施することも可とする。
- すべての非常勤講師において、上記研修時間（4時間以内）の時間給は、授業を行った場合に支給される時間給と同額を請求すること。その際、非常勤講師勤務実績管理の入力をする際に「勤務時間数」に研修時間数を加え、行事等欄に「研修○時間」と記入し、請求すること。
- 二校を兼務している講師の場合は、与えられた職員番号のうち、早い番号の勤務校で実施すること。
- 令和3度中に初めて任用される講師についても、任用直後に必ず「講師研修実施マニュアル」及び「講師研修マニュアル 授業編」をもとに研修を実施し、報告書を提出すること。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局  
 学 校 教 育 課 長

令和3年度保健関係移送費の取扱いについて (通知)

緊急時 (病院受診) 及び健康診断に係る移送費の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、関係職員への周知をお願いします。

学校長においては、公金の使途として社会通念上不適切な利用はせず効率的な利用に努めるよう関係職員に十分周知を行うとともに、移送明細整理簿は必ず内容確認を行ってから御提出ください。

また、私用自動車及びタクシーの利用後速やかに請求していただきますようお願いいたします。

なお、**修学旅行時の緊急移送について、本年度から対応を変更**します。必ず一読し、**旅行会社での対応が難しい場合は、至急、学校教育課まで御連絡下さい。**

記

1 利用目的

次のいずれかであること。

- (1) 学校管理下において、児童生徒のケガ等の診察及び治療にあたり、学校長が救急車の要請を行うまではなくとも、緊急性があると判断をした場合。
- (2) 児童・生徒の健康診断。
- (3) その他教育委員会事務局が認めた場合。

→例：よい歯のコンクール

2 公費負担額

- (1) タクシー代については原則として往路額。

ただし、保護者の不在やケガの状態等で理由がある場合、健康診断の実施、及び、よい歯のコンクールについては復路も負担。

なお、復路の利用にあたっては、安易に往路利用タクシーを待機させないようにすること。

- (2) 私有自動車については、下表のとおりとする。

(地域の別は移送明細整理簿参照)

A地域	往復1件あたり250円 (医療機関が近隣にあるまたは多い地域)
B地域	往復1件あたり500円 (医療機関が遠方にあるまたは少ない地域)

【次頁あり】

### 3 請求方法

#### (1) タクシーについて

必ず請求書を発行してもらい、明細整理簿と一緒に **速やか** に提出すること。

#### (2) 私有自動車について

利用後 **速やか** に移送明細整理簿と請求書（私用車用）を作成し、請求すること。

\* 学期末に利用の状況の確認を行います。利用がない場合も、移送明細整理簿に「該当なし」（押印有）として提出をお願いします。

#### ア 移送明細整理簿

私用車を利用した明細を記入する。

#### イ 請求書（私用車用）

私用車を利用した方本人の住所・氏名、請求書明細と本人の口座を楷書で記入し、請求印（シャチハタ不可）を鮮明に押印する。

### 4 修学旅行、校外学習等市外での児童生徒の緊急移送時の取扱いについて

就学旅行等の市外での緊急移送（タクシーで病院へ搬送する）費については、修学旅行等を依頼する旅行会社にタクシー代を一旦負担（立替払い）いただき、後日、鈴鹿市（鈴鹿市教育長宛）へ移送費として請求いただくことを基本対応とします。

今後の修学旅行の契約については、タクシーを利用した場合の対応（立替払い）を含めた契約内容で旅行会社と締結をお願いします。

また、令和3年度の修学旅行等についても、旅行会社へ確認いただき、同様の対応をお願いします。どうしても現段階からの対応が不可能である場合は、至急学校教育課まで御連絡をお願いします。

#### \*別紙参照（変更箇所）

### 5 注意点

(1) 移送費は予算の範囲内で支払いを行うことから、学校長はタクシー等の利用について、常にその必要性、経済性を判断して適正に使用をすること。

(2) タクシーチケットの利用にあたっては以下を遵守すること。

- ・チケットは有価であることから管理・使用については学校長の責任において行うこと。
- ・使用した際には、控え欄に記入すること。
- ・移送明細整理簿にチケット番号を記入すること。

(3) 移送明細整理簿は、必ずネットフォルダ掲載のものを利用すること。タクシー用、私有自動車用と様式が分かれているため、注意すること。

【事務担当：学校教育課 学事保健G TEL382-7618】

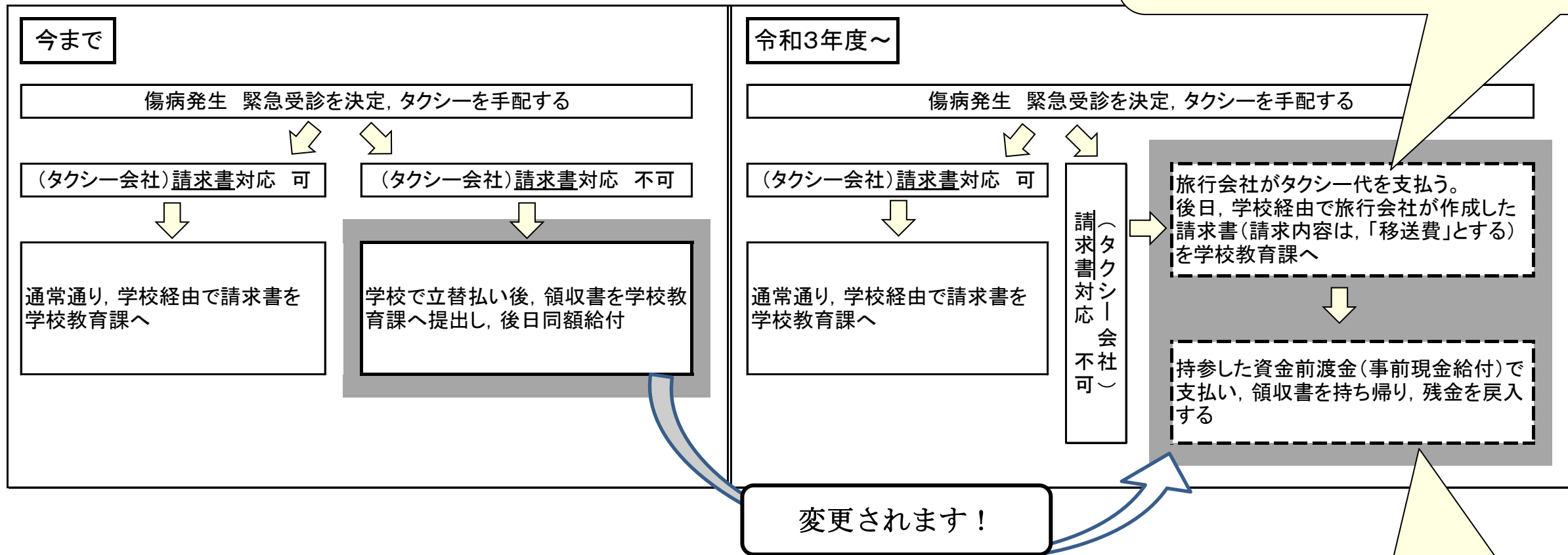


校 園 長 会 資 料

別 紙 ( 変 更 箇 所 )

4 修学旅行, 校外学習等市外での児童生徒の緊急移送時の取扱いについて

事前に旅行会社へ対応可能であることを確認する。  
⇒不可の場合は, 資金前渡金(事前現金給付)の  
持参になるため, 学校教育課へ至急連絡する。



\* 行事の2週間以上前までに学校教育課へ連絡することで, 資金前渡金(事前現金給付)を学校へ支給できます。  
⇒学校教育課・会計課及び市金庫との事務処理等がありますので, 早めに学校教育課へ連絡をお願いします。